

**第5次阿賀野市障がい者計画
第7期阿賀野市障がい福祉計画
第3期阿賀野市障がい児福祉計画**

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度



令和6年3月

阿賀野市

はじめに

深刻化する人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化させるため、28年3月に阿賀野市総合計画を策定し「元気で明るく活力のある魅力的なまち」の実現に向け、各種の施策を進めてまいりました。

5つの政策の柱の施策の一つである「高齢者や障がい者福祉の充実」においては、障がい者がその特性と環境に応じて、地域で安心して自立した社会参加ができている姿を目指しています。

また、人口減少の一方、核家族やひとり世帯は増加傾向にあり、障がい者の親亡き後を地域社会全体で支い合える体制づくりが急務となっています。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地域交流が減少するなど、地域全体の支え合いが希薄化しており、地域づくりがより一層重要となっております。

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化されます。また、令和4年には障害者総合支援法や精神保健福祉法など地域移行や就労支援などに関する一部改正がなされ、障がいがある人の地域への移行や地域での自立と社会参加が促されることになり、これまでも増して市民一人ひとりの障がいに対する理解と配慮が求められております。

阿賀野市は、障がいがある人が自己決定と自己選択に基づき、住み慣れた地域で「一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らせるまち」を目指し、「第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後とも障がいや疾病のあるなし、性別、年齢、地域の差によらない共生社会の実現を目指し、福祉と保健、医療など関係者との連携を図りながら施策を推進してまいります。

最後に、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました「阿賀野市障害者自立支援協議会」の委員、アンケート調査にご協力いただきました障がいのある方とご家族、一般市民の方、ご意見をお寄せいただいた関係団体の方々に深く感謝申し上げます。



令和6年3月

阿賀野市長 田中 清善

目 次

	頁
第 1 章 計画の概要.....	1
1 計画策定の目的.....	3
2 障がいのある方の概念.....	3
3 計画の位置付け.....	4
(1) 計画の法的位置付け	4
(2) 計画の性格	4
4 計画期間.....	5
5 SDGs との関係.....	6
(1) SDGs とは	6
(2) SDGs と本計画の推進	6
第 2 章 計画策定の背景.....	7
1 近年の国の動向.....	9
2 障がいのある方を取り巻く環境の変化.....	9
3 新型コロナウイルス感染症による影響.....	9
4 ICT や DX 等の最新技術の利活用.....	10
第 3 章 障がいのある方の現状と課題.....	11
1 現状と課題の整理.....	13
(1) 阿賀野市における障がいのある方の状況	13
(2) 施策の達成状況	16
(3) 前期計画の検証	22
(4) 調査や意見交換会の結果	23
2 課題への対応.....	23
(1) 障がいへの理解	23
(2) 多様化・複雑化する課題や相談への対応	24
(3) 安心な暮らしの確保	24
(4) 様々な地域活動への参加	24
第 4 章 計画の基本理念.....	25
1 基本理念.....	27
2 基本目標.....	28
3 計画の体系.....	29
第 5 章 具体的施策の方向.....	31
基本方針 1 障がいへの理解と権利擁護の推進.....	33
基本施策 1 障がいへの理解に対する啓発の推進.....	33
基本施策 2 権利擁護施策の充実	34
基本施策 3 意思疎通支援事業の充実と情報のバリアフリー化の推進.....	36

	頁
基本方針2 地域での自立生活の支援.....	37
基本施策1 障害福祉サービスの充実・質の向上.....	37
基本施策2 生活基盤の安定.....	40
基本施策3 就労支援の充実.....	41
基本方針3 安心して暮らせる地域づくり.....	44
基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進.....	44
基本施策2 防犯・防災対策の充実.....	45
基本方針4 総合的な支援体制の充実.....	47
基本施策2 療育・保育・教育の充実.....	49
基本方針5 だれもが集える地域づくり.....	51
基本施策1 社会参加の促進.....	51
第6章 障害福祉サービス等の成果目標 及び見込量.....	53
1 数値目標.....	55
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	55
(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	55
(3) 強度行動障害を有する障害のある方への支援体制の充実.....	56
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	57
(5) 障がい児支援の提供体制の整備.....	58
(6) 相談支援体制の充実・強化.....	59
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	59
(8) 発達障がいのある方等に対する支援.....	59
2 障がい福祉サービス等の見込量.....	60
3 地域生活支援事業の見込量.....	63
4 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量.....	64
第7章 計画の推進に向けて.....	65
1 計画の推進体制について.....	67
(1) 横断的な取組の推進.....	67
(2) 成果目標（モニタリング指標）の設定とPDCAサイクルによる進行管理.....	68
(3) モニタリングの実施体制.....	68
(4) 計画の進捗状況等の公表.....	68
資料編.....	69
1 阿賀野市障害者自立支援協議会委員名簿.....	71
2 阿賀野市障害者自立支援協議会開催経過等.....	72
3 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所一覧表.....	73
4 阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針.....	76
5 アンケート調査の概要・主要結果.....	79

第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 障がいのある方の概念
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間
- 5 SDGs との関係

1 計画策定の目的

阿賀野市では、障がいのある方の増加や障がいのある方の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに対応し、障がい特性による隔たりがなく、すべての市民が地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指し、平成19年3月に「阿賀野市障害者計画及び阿賀野市障害福祉計画」を策定し、障がいのある方への施策を推進してきました。

その後、平成29年9月に新たに制定した「阿賀野市手話言語条例」に基づき、障がいのある方に対する理解の促進及びコミュニケーション支援を充実させることで一層の共生社会の実現を目指し、「第4次阿賀野市障がい者計画」「第6期阿賀野市障がい福祉計画」「第2期阿賀野市障がい児福祉計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、障がいのある方への施策の推進を図ってきたところです。

前期計画は、次の3つの法定計画（自治体が策定するよう法令で定められている計画）の性質を持つ計画です。

1つ目は、「障害者基本法」に基づく、障がいのある方に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障がい者計画」です。

2つ目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、障がい福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障がい福祉計画」です。

3つ目は、「児童福祉法」に基づく、障がい児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障がい児福祉計画」です。

「第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）では、障がいのある方やその家族のニーズの多様化及び法制度の変化に的確に対応した、障がいのある方への総合的な福祉施策の展開を図っていく必要があるものと考えております。

このため、引き続き、前期計画と同様に、障がいのある方も、障がいのない方も、互いに支え合い、地域で安心していきいきと暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指す必要があることから、上記の3つの法定計画を一体的に策定しました。

2 障がいのある方の概念

本計画における「障がいのある方」、「障がい者」は、障害者基本法（昭和45年法律 第84号）に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により 継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」及び、「障害者総合支援法の対象となっている難病等の患者」とします。

「障がい」という表記について

本計画では、「障害」と「障がい」の2つの言葉を使用しています。法令用語や固有名称などに使用されている場合「障害」を使用していますが、広く障がいを表す場合は、「障がい」を使用しています。

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、市町村障害者計画として策定します。また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定します。

(2) 計画の性格

本計画は、「阿賀野市総合計画」に基づき、「阿賀野市地域福祉計画」をはじめとした関連する計画等との整合性を図りながら、障がいのある方の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性及び障害福祉サービス等、障害児通所支援等並びに地域生活支援事業の見込量と提供体制の確保に関する方策を示すものです。

改めて整理しますと、本計画は、下記の3つの法定計画を併せて策定するものです。

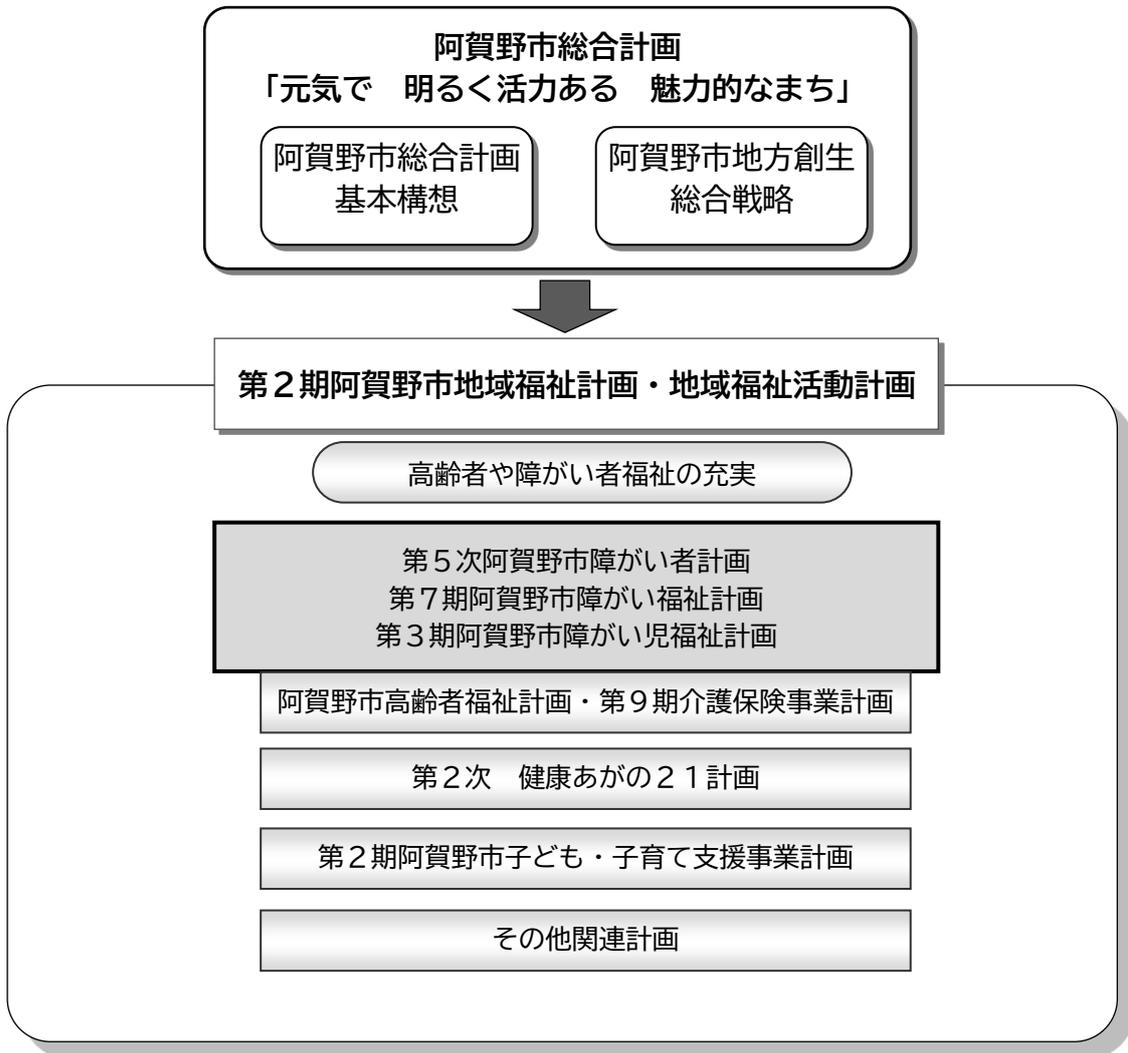
第5次阿賀野市障がい者計画
第7期阿賀野市障がい福祉計画
第3期阿賀野市障がい児福祉計画

市町村障害者計画 ⇒ 障がい者のための施策
(障害者基本法 第11条第3項)

市町村障害福祉計画 ⇒ 障害福祉サービス等の提供体制の確保
(障害者総合支援法 第88条第1項)

市町村障害児福祉計画 ⇒ 障害児通所支援等の提供体制の確保
(児童福祉法 第33条の20第1項)

主な関連計画



4 計画期間

国の基本指針において、第7期「市町村障がい福祉計画」及び第3期「市町村障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間として策定することが示されているため、本計画も同期間となります。

計画の名称	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
阿賀野市総合計画	令和3年度～令和6年度（後期計画）			次期計画			
第5次阿賀野市障がい者計画 第7期阿賀野市障がい福祉計画 第3期阿賀野市障がい児福祉計画				令和6年～令和8年度			次期計画
阿賀野市障がい者計画	第4次阿賀野市障がい者計画 第6期阿賀野市障がい福祉計 第2期阿賀野市障がい児福祉計画 (令和3年～令和5年度)			令和6年～令和8年度			次期計画
阿賀野市障がい福祉計画	第4次阿賀野市障がい者計画 第6期阿賀野市障がい福祉計 第2期阿賀野市障がい児福祉計画 (令和3年～令和5年度)			令和6年～令和8年度			次期計画
阿賀野市障がい児福祉計画	第4次阿賀野市障がい者計画 第6期阿賀野市障がい福祉計 第2期阿賀野市障がい児福祉計画 (令和3年～令和5年度)			令和6年～令和8年度			次期計画

5 SDGs との関係

(1) SDGs とは

SDGs とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成27年9月の国連持続可能な開発サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

障がい福祉施策においても、SDGs の視点を取り入れて互いに支え合える持続可能なまちづくりに取り組みます。



出典：国際連合広報センター

(2) SDGs と本計画の推進

本市では、「阿賀野市総合計画 基本計画 2021-2024期」において、市民や企業、行政がSDGs の視点により、阿賀野市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力をいかしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

第2章 計画策定の背景

- 1 近年の国の動向
- 2 障がいのある方を取り巻く環境の変化
- 3 新型コロナウイルス感染症による影響
- 4 ICTやDX等の最新技術の利活用

1 近年の国の動向

平成23年の「障害者基本法」改正では、「合理的配慮」の概念が取り入れられ、法の目的に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を新たに規定し、共生社会の実現を目指すことが明記されました。

近年では、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に際して行われた障がい当事者の意見を取り入れた新国立競技場の整備や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）の改正、新しい学習指導要領における「心のバリアフリー」に関する記載の充実などの取組を通して、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザインのまちづくり」が大きく進展し、国の第5次障害者基本計画の重点的に理解促進等を図る事項に「心のバリアフリー」が位置付けられました。

また、令和3年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）の改正法が公布され、令和6年4月1日より、これまでの行政機関等に対してだけでなく、事業者に対しても合理的配慮の提供を義務付けるなどの大きな動きがありました。

2 障がいのある方を取り巻く環境の変化

近年の障がいのある方を取り巻く環境については、少子高齢化の加速、障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア※児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、障がいのある方が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきています。

また、こうした環境の変化に伴い、障がいのある方の家族やヤングケアラーなどを含む介助者などへの支援も重要となっています。

3 新型コロナウイルス感染症による影響

瞬く間に世界規模で感染拡大し、令和2年に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、多くの人の生命や暮らし、社会経済に甚大な影響を及ぼしました。

本市においても障がいのある方の福祉への感染拡大防止措置の影響は大きく、それまで定期的実施されていたイベント等の自粛により地域との交流機会の減少や障害福祉サービス提供減少などにより、障がいのある方を支える家族への対応など様々な課題が発生しています。

非常時には、障がいのある方などの脆弱な立場の人々がより深刻な影響を受けることがより鮮明となりました。

障がいのある方が安心して日常生活や社会生活を送るためには、コロナ禍により明らかとなった課題の検証とともに、有事の事態を想定した新たな支援施策を推進していくことが必要です。

※：医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている鼻や胃からチューブで直接栄養を注入する「経管栄養」や、たんの吸引など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

4 ICTやDX等の最新技術の利活用

ICT※1（インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジー：情報通信技術）をはじめとした様々な最新技術の利活用は、私たちの生活や価値観に大きな変化と高い利便性をもたらすものと考えられ、各施策を推進する上でも重要な視点であると考えられます。

障がい福祉分野では、障がいのある方がICT等を利活用することで、円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションをとれることは、アクセシビリティの向上のほか、また、DX※2（デジタルトランスフォーメーション）の推進により社会全体のバリアフリー化の推進にも繋がるため、施策化し取り組む必要があります。

※1：ICT

Information and Communication Technology の略語。

情報通信技術。コンピュータやネットワークに関する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

※2：DX(デジタルトランスフォーメーション)

Digital Transformation の略語。

「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。

第3章 障がいのある方の現状と課題

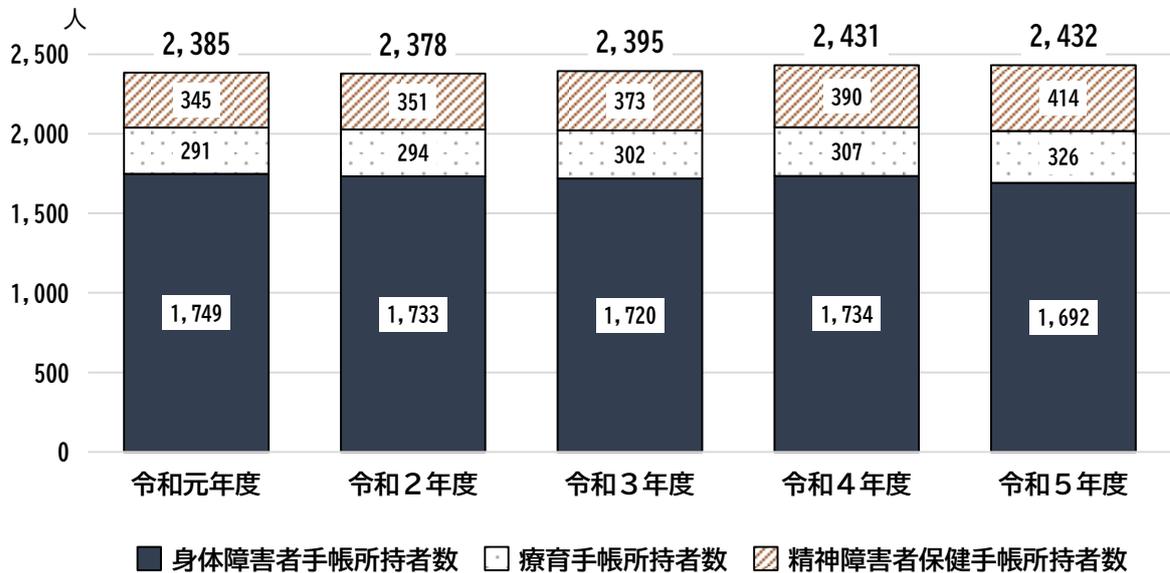
- 1 現状と課題の整理
- 2 課題への対応

1 現状と課題の整理

(1) 阿賀野市における障がいのある方の状況

① 障がい者手帳所持者数の推移

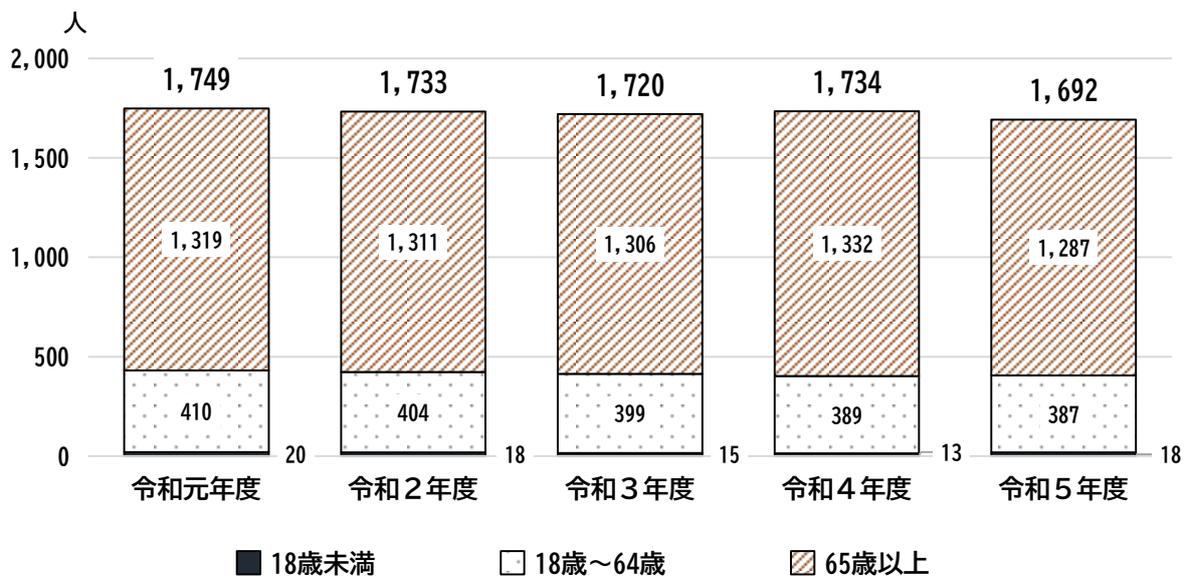
(令和5年度は8月1日現在)



令和5年度の障がい者手帳の所持者数は2,432人で、令和元年度の2,385人に比べ47人増加(+2.0%)しています。

② 身体障害者手帳所持者数の年齢別推移

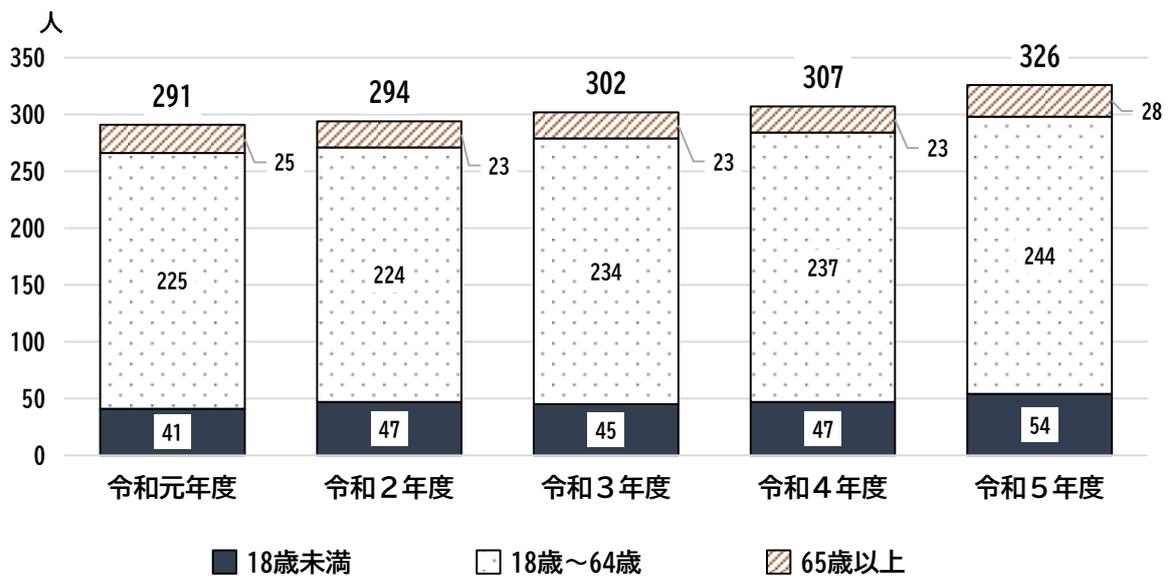
(令和5年度は8月1日現在)



身体障害者手帳所持者数は令和元年度から令和5年度までの5年間で、1,749人から1,692人へと57人の減少となっています。18歳以上の年代で減少しています。

③ 療育手帳所持者数の年齢別推移

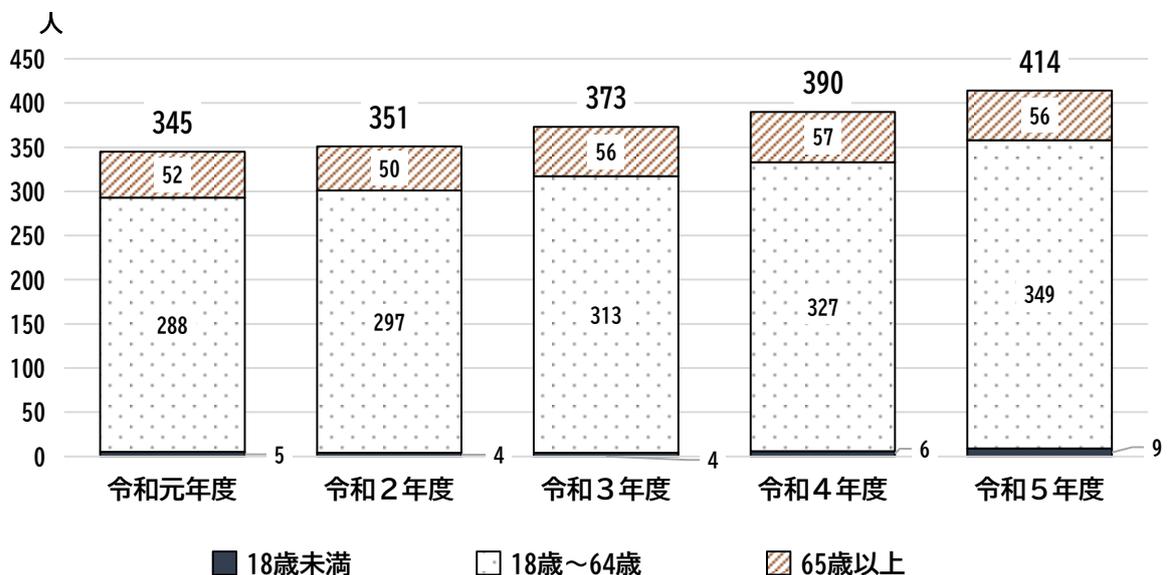
(令和5年度は8月1日現在)



療育手帳所持者数は令和元年度から令和5年度までの5年間で、291人から326人へと35人の増加となっています。
全年代が微増となっています。

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別推移

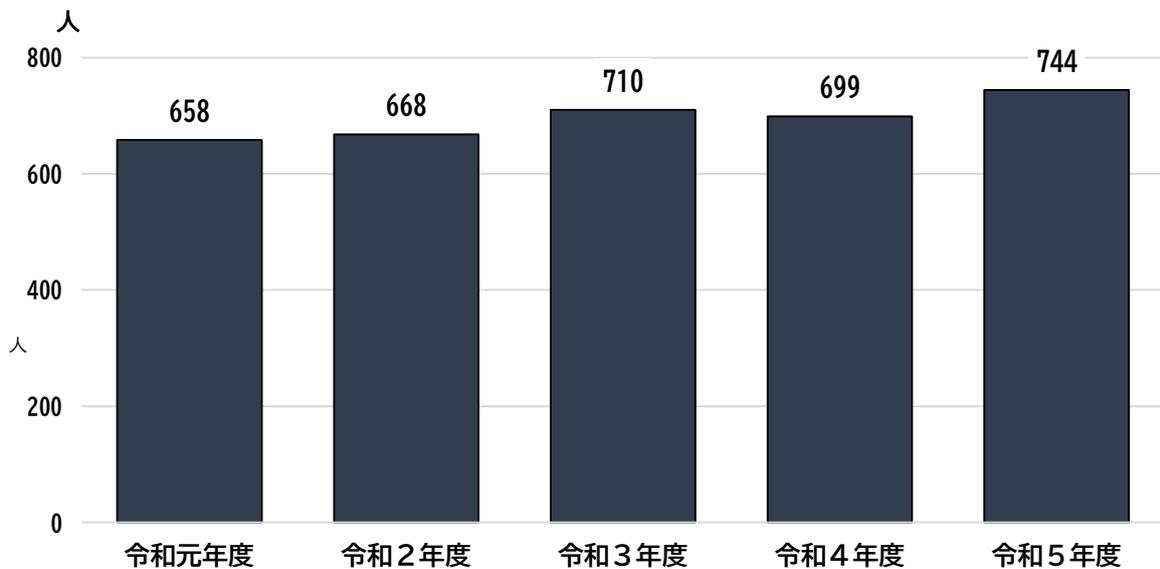
(令和5年度は8月1日現在)



精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年度から令和5年度までの5年間で、345人から414人へと69人の増加となっています。
若い年代が増加しています。

⑤ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

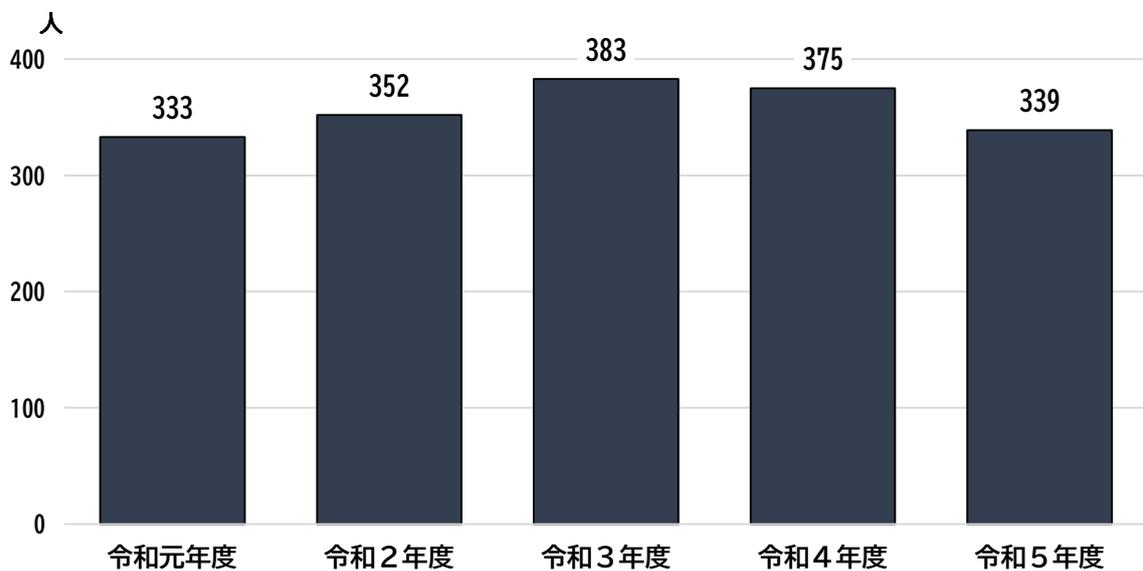
（令和5年度は8月1日現在）



自立支援医療（精神通院）受給者数は令和元年度から令和5年度までの5年間で、658人から744人へと86人の増加となっています。

⑥ 難病医療費等助成受給者数の推移

（令和5年度は5月1日現在）



難病医療費等助成受給者数は令和元年度から令和3年度までは増加傾向をしていますが、令和3年度以降は減少に転じて、令和5年度は339人となっています。

(2) 施策の達成状況

① 情報提供の促進

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
福祉サービスなどの情報を得ることの困っていること「どこから情報を得ればよいかわからない」の障がいのある方の割合（障害福祉に関するアンケートより）	—	—	10%未満	28.7%
「ヘルプカード※」の交付者数	120人	148人	155人	153人

令和5年度の現状値は9月末現在

<評価>

「どこから情報を得ればよいかわからない」の割合は、令和2年度31.3%から令和5年度では28.7%と2.6ポイント減少しています。今後も福祉サービスの情報の取得に困ることのないような周知について、ホームページ掲載などを実施していきます。わかりやすい情報提供方法が必要です。

「ヘルプカード」の交付者数は順調に増加しています（令和5年度9月末で153人）。要因としては、手帳交付時など窓口での制度案内や広報紙などの紙媒体だけでなく、ホームページを活用した広報活動及び「はたちを祝う会」でのチラシ配布の効果によるものと考えています。今後も継続的な広報活動を進めます。

※：ヘルプカード

障がいや疾病等のため、周囲に「助けてください」と上手く伝えることができない、又は苦手な人が災害時や緊急時、日常生活の中で支援が必要なときに周囲に支援をお願いするときに使用するカードです。

② 市民参加の促進

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
阿賀野市ボランティアセンター登録者数（人）	1,709人	1761人	1,871人	1,745人
手話奉仕員等派遣利用者件数	37件	33件	30件	25件

令和5年度の現状値は9月末現在

<評価>

ボランティアセンター登録者数は増加しています。要因としては、社会福祉協議会が実施したボランティアフェスタの開催やマッチングなど様々な活動によるものと考えています。

手話奉仕員等派遣利用者件数は増加し令和4年度では目標値を上まわっています。要因としては、聴覚障がいのある方や講演会等を開催する団体に手話奉仕員派遣事業の周知が図られていることが考えられます。今後も引き続き、派遣事業の周知を図る必要があります。なお、手話奉仕員養成講座は入門・基礎編を開催し、その後、新潟県主催通訳者研修へ4名が進みました。今後も手話奉仕員等の登録者の増加を進めます。

③ 相談支援体制の整備

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
悩み事や心配事で家族、親戚、知人等以外で相談相手が「だれもいない」の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	5%未満	15.3%
「市民の理解について」理解が深まったと感じている障がいのある方の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	40.0%	24.4%
相談支援事業の利用者数	568人	572人	610人	575人
「成年後見制度※」を知っている障がいのある方の割合 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	50%以上	54.3%
障害者虐待の通報件数	5件	11件	—	11件

令和5年度の現状値は9月末現在

<評価>

相談支援事業の利用者数が増加しています。また、障がい者基幹相談支援センターへの障害福祉サービス等の相談も増加しており、関係機関と連携し、サービスの利用に繋がるよう支援することができました。

成年後見制度や障害者差別解消法の啓発については、関係者や企業向けの講演会の開催や、広報紙・ホームページによる啓発を進め、成年後見制度に関する相談も増加しており、認識が深まっています。

虐待に関する啓発が進んだため通報件数は11件になっていると考えられます。早期通報は、虐待防止に繋がるため今後も周知を図ります。

※：成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。不動産や預貯金の管理、契約、遺産分割の協議等を支援します。

④ 保健・医療の推進

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
障害児通所支援サービス申請者で、事業所定員により利用できず待機している人数	0人	0人	0人	0人
精神医療にかかる医療費助成事業である「精神障害者医療費助成事業」の助成を受けている人数	458人	443人	450人	426人
地域包括ケアシステム推進会議（現地で暮らそう部会）開催回数	5回	5回	5回	3回

※精神障害者医療費助成事業の令和5年度現状値は9月現在

<評価>

相談支援事業所ことはなを中心に、障害児通所支援サービス利用について相談を受けています。早期相談と早期支援に繋がっており、利用待機者はなくなりました。

地域包括ケアシステムの構築では、自立支援協議会「地域で暮らそう部会」で地域の窓口の周知を図るために精神科病院を回りました。顔がつながることで、地域移行についての相談や情報提供が円滑になるため、継続して周知を図ります。

⑤ 障がいのある子どもへの支援

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
ご家族からの相談から障がい児の支援まで総合的な支援が可能な「児童発達支援センター」の設置数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
主に重症心身障がい児が利用できる障害児通所サービス事業所数	1事業所	1事業所	1事業所	1事業所

<評価>

令和4年5月に「児童発達支援センター」の設置をしました。今後は、児童発達支援センターを中心に、医療、保健、福祉、保育・教育等関係者と連携体制を進め、早期発見・早期支援を進めます。

また、療育支援部会で、「支援が途切れる」、「家族と支援者で支援の方向がずれる」などの課題が明確化され、これらの課題の解決を進めます。

⑥ 地域生活の支援

(ア) 障害福祉サービスの充実

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
共同生活援助（グループホーム）の設置数	4箇所	4箇所	6箇所	5箇所
地域活動支援センター整備数	1箇所	1箇所	2箇所	1箇所

<評価>

地域移行の促進や障がいのある方が住み慣れた地域で生活するために必要となる共同生活援助（グループホーム）の整備促進に向け活動した結果、既存の4箇所に加え、前期計画期間では、重度の障がいのある方が利用できる共同生活援助事業所も1箇所整備されました。

地域活動支援センターが市内に1箇所設置されています。隣接する障害福祉サービス事業所の利用者も利用されており、継続的に利用している人数が増えています。今後は、地域活動支援センターに相談機能を併せ持つなど機能強化を図ります。

(イ) 外出・移動支援の推進

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
同行援護・行動援護を行う事業所の数	1箇所	0箇所	2箇所	2箇所
福祉有償運送を行う事業所の数	2箇所	1箇所	3箇所	1箇所

<評価>

障がいのある方（児）の移動の手段となる福祉有償運送の運転者を育成するための講習会を社会福祉協議会で開催し、福祉有償運送の必要性の周知を図りました。

障がいのある方（児）の外出支援のサービス（同行援護、行動援護、福祉有償運送）事業所が不足しています。同行援護と行動援護事業所不足の解消のため、市内の居宅介護事業者へサービス提供に必要となる資格の取得のための研修等の周知を行い、同行援護について2事業者が県から追加指定を受けました。引き続き、解消に向けた取り組みを進めます。

⑦ 就労支援と雇用促進

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年)	現状値 (令4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
障がいのある方が仕事をしている割合の拡大 (障害福祉に関するアンケートより)	—	—	30.0%以上	26.7%
「障害者就労施設等からの物品等調達方針」における達成目標額	5,700,000円	5,000,000円	前年度より増加させる。	5,300,000円
市(市役所)における障がい者雇用率	2.42%	2.65%	2.6%以上	2.65%

<評価>

自立支援協議会生活支援部会において、ハローワークと連携し、障がいのある方を対象とした就職模擬面接会を年1回市役所で開催し、障がいのある方の就労に繋がる活動を継続しています。

また、障がいのある方の工賃向上の一翼を担うため、市で策定した物品調達の目標額達成に向け、全課を招集し説明及び協力依頼を行いました。

市における障がい者雇用率は目標を達成していますが、令和6年4月1日から地方公共団体に係る障がい者雇用率は3%に改められます。(経過措置により令和8年6月30日まで2.8%)今後も障がいのある方が働き続ける環境を作るため、障がいの理解を図り、働きやすい職場づくりを進めます。

⑧ 社会参加の促進

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
手話奉仕員等の派遣により、余暇活動等に参加できた障がいのある方の人数 (延べ人数)	38人	33人	30人	25人
手話奉仕員等を派遣した講座、研修会の回数	5回	5回	15回	6回

※令和5年度現状値は9月末現在

<評価>

手話奉仕員の派遣により余暇活動に参加できた障がいのある方の人数は、受診同行などでの利用により目標を上回っています。しかし、障がいのある方（児）の余暇活動を促進するため必要な移動支援や福祉有償運送、外出を支援するサービスの充実が進んでいないため希望する余暇活動ができていない状況にあります。今後不足するサービスの充足に向けた取り組みを進めます。

⑨ 安全・安心の環境づくり

【評価指標】

項目	現状値 (令和3年度)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和5年度)	現状値 (令和5年度)
自主防犯団体の延べ活動従事者数	9,225人	9,580人	14,225人	今後取得予定

<評価>

災害時避難行動要支援者名簿を民生委員等へ情報提供し地域での見守り活動の促進を図っています。また、自治会を対象に防災講座や防災訓練を行い、地域で要支援者を守る取り組みを行っています。

自主防犯団体の活動従事者は目標値より大きく下回っています。要因としては、地域コミュニティが希薄となっていることや地域により自主防犯活動状況の違いがあるためと考えられます。

地域で児童や障がいのある方を見守り、支える地域づくりを進めます。

(3) 前期計画の検証

前期計画では、「障がいや障がいのある方に対する理解・啓発活動の促進」をはじめとした7つの基本方針を軸に障がいのある方への施策を推進してきました。

これまでの取組状況から主な課題を整理します。

- ① 障がいのある方やその家族が抱える課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきていることから、より適切な相談支援を行うために相談支援体制の構築や強化を図るとともに障害福祉サービス事業所との連携体制を構築することが必要です。
乳幼児期から就学前、学齢期、卒業後の進路や就労などライフステージが変わっても切れ目のない相談や支援を行うため、保育・教育・就業等関係機関や庁内担当部署との連携強化が必要です。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での交流の機会が減少しています。障がいへの理解を深めるためには、市民一人ひとりが障がいのある方やその家族と地域交流などをとおしてコミュニケーションを図る機会を創出していくことが必要です。
- ③ 災害時における障がいのある方など配慮を要する人への避難行動支援の仕組みづくりや、避難行動や準備の周知徹底と、避難のための支援体制の整備が必要です。
- ④ 公共施設等のバリアフリー化を引き続き推進していくとともに、障がいのある方の社会参加促進のため、移動手段の拡充に努めていくことが必要です。
- ⑤ 社会情勢の変化に伴い精神障がいのある方の増加が続いています。精神障がいのある方の社会復帰や地域生活の支援として、精神保健福祉や精神障がいのある方に対する正しい理解の普及・啓発を進め地域全体で障がいのある方を支える体制整備が必要です。

(4) 調査や意見交換会の結果

本計画策定のため、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、難病（手帳所持者）の方2,707人を対象にアンケート調査を行いました（回収率44.7%）。また、障がいのある方の団体及び障害福祉サービス事業所との意見交換会を開催しました。

これらの調査やいただいたご意見から課題を整理します。

- ① 障がいのある方本人や介助者の高齢化が進み、介護や支援を担う人材の不足が深刻化しています。特に、同居者の親世代が高齢化しているため、今後も支援を継続するためには、家庭内でのケア役割の分散や負担軽減が必要です。公的サービスの利活用が出来るために、わかりやすい情報の入手方法を示し、また、地域での互助体制の構築なども進める必要があります。
- ② 日中活動などを特にしていない方や、自宅に閉じこもりがちな障がいのある方が多く、社会参加や生活の充実のために、日中の過ごし方の充実や社会参加の場を増やすなどの取り組みが必要です。
- ③ 障がいのある方の多くは相談先を持っていますが、相談相手がいない方もいます。相談窓口の周知徹底を図る必要があります。
- ④ 災害時において障がいのある方が避難する際に、一人で行動できない場合があることや、援助者がいない場合があることは、生命を脅かす重大な問題であり、当該者全員の安全確保が求められます。介助者がいても避難をすることが難しい方もおり、また、近所の介助者もいないと回答した人もいることから防災対策を強化する必要があります。
- ⑤ 障がいのある方に対する偏見や差別意識、虐待の認識や知識不足により虐待が潜在化するおそれなどがあります。幼少期から福祉教育を推進し、偏見や差別意識の解消、虐待の未然防止が求められます。

2 課題への対応

現状や前期計画の検証、調査・意見交換会等の結果から、今後の課題を次のとおり整理します。

(1) 障がいへの理解

障がい児者の権利擁護に関する法律の整備や行政施策等による障がいへの理解促進を進めていますが、今後、共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識の向上が欠かせません。障がいのある方やその家族と地域の中で関わりを持ち、障がい理解を深め、共に暮らし、共に支え合う関係性を持つていくことが大切です。

(2) 多様化・複雑化する課題や相談への対応

障がいのある方やその家族等が抱える生活課題は多様化・複雑化してきています。今後、障がいのある方とその家族の希望に沿った地域での自立した生活を送るために、個々の実情に沿った相談支援や必要な助言等が受けられる相談先が必要です。

分かりやすい相談窓口の周知や包括的に相談支援が出来る体制の整備が求められていることから、関係機関との連携強化を図り、組織横断的な相談体制を整備していくことが必要です。

(3) 安心な暮らしの確保

障がいのある方を含め、配慮を要する人への災害時における支援体制について、非常時には、障がいのある方など脆弱な立場にある方々がより深刻な影響を受けることから、安心して生活ができるために、防災対策を徹底し、自助、互助、共助、公助の役割を明確にするとともに、要支援者への配慮など環境整備を進めていくことが必要です。

(4) 様々な地域活動への参加

障がいの有無に関わらず、多様な社会参加を実現していくことは、心身の健康や生きがいをもった人生を送るために大切なことです。障がいがあってもその人らしく生きがいをもって暮らしていけるよう、社会参加できる機会や環境を整備していくことが必要です。

第4章 計画の基本理念

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

1 基本理念

基本理念

一人ひとりが共に支え合い、 安心して暮らせるまち

本計画の上位計画である阿賀野市地域福祉計画においては、本市の地域福祉を横断的かつ総合的に推進し、「住民を中心に、全ての関係者参加型の助け合い、支え合う地域づくり」や「助け合い支え合い活動の担い手となる人材、組織づくり」、「全ての市民が笑顔で暮らせる地域社会の基盤づくり」を進めています。

また、前期計画では、基本理念を「一人ひとりが生き生きと安心して、ともに支え合い笑顔で暮らせる地域社会の実現」とし、障がいのある方を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、共生社会の実現を目指してきました。

これらを踏まえ、障がいのある方本人、家族、地域、事業所、行政など多様な主体が支え合いながら、切れ目のない支援の輪をつなぎ、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、本計画の基本理念を「一人ひとりが共に支え合い、安心して暮らせるまち」とします。

2 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 共に支え合うまち

基本目標2 安心して暮らせるまち

基本目標3 生きがいを持って暮らせるまち

基本目標1 共に支え合うまち

共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの障がいへの理解を深め、互いの個性を認め合いながら地域全体で支え合うことが必要です。そのために障がいへの理解促進を図るとともに、差別解消や虐待防止等の障がいのある方の権利擁護の推進を図ることで、共に支え合いながら、お互いを認め合えるまちづくりを進めます。

基本目標2 安心して暮らせるまち

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、安定した生活基盤や生活を支える各種サービスを充実するとともに、防災対策を推進し災害時などにおいても適切な支援を活用できる環境を整えることが必要です。そのために包括的な相談体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標3 生きがいを持って暮らせるまち

障がいの有無に関わらず、様々な活動に参加できることが必要です。そのために、心身の健康維持のための支援を行うとともに、様々な活動に参加しやすい環境整備を推進し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。

3 計画の体系



第5章 具体的施策の方向

基本方針1 障がいへの理解と権利擁護の推進

基本方針2 地域での自立生活の支援

基本方針3 安心して暮らせる地域づくり

基本方針4 総合的な支援体制の充実

基本方針5 だれもが集える地域づくり

基本方針1 障がいへの理解と権利擁護の推進



【現状と課題】

障がいに対する正しい知識を普及するため、これまで障がいのある方への施策によって啓発・広報を行ってきておりますが、障がいのある方の自立した地域生活の実現に当たっては、物理面、制度面、意識面に加え文化・情報面などに潜むバリアを取り除いていくことが不可欠です。これらには、「情報」のバリアフリー化を図り、必要な支援の情報を提供することが必要です。

また、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消、虐待の防止並びに成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めることが重要であり、企業、民間団体、メディア等と連携した幅広い広報・啓発活動により、実効性のある取り組みを推進することが必要です。

さらに、障がいに対する正しい認識を深めるためには、幼少期からの啓発が不可欠であり、家庭、地域はもとより学校教育における福祉に関する教育を継続的に推進する必要があります。

基本施策1 障がいへの理解に対する啓発の推進

<具体的施策の方向>

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや障がいのある方への理解を促進するため、啓発・広報活動を推進します。

1-1-1 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進

具体的施策	施策の内容
広報紙などによる啓発活動	定期的な広報活動の内容の充実を図ります。 ○広報紙 ○ホームページや電子メール、SNS 等を活用 ○ボランティア団体や障がいのある方の団体の紹介や、活動・事業等の啓発・広報 【評価指標】 「市民の理解について」理解が深まったと感じている障がいのある方の割合（障害福祉に関するアンケートより） 令和5年度 現状値：24.4% 令和8年度 目標値：40.0%
	障がい及び障がい児者に対する正しい理解を深め共生社会の理念の普及啓発の機会を拡充します。

具体的施策	施策の内容
ヘルプカード等の推進	援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプカード等を配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。

1-1-2 障がいのある方とない方の交流機会の拡大

具体的施策	施策の内容
「障害者週間」等を中心とした集中的な啓発・交流事業の実施	「障害者週間」を周知徹底するため、啓発活動を実施します。 ○広報紙などへの記事掲載 ○障がいのある方に関するフォーラム等事業の実施

1-1-3 福祉の心を育てる教育の推進

具体的施策	施策の内容
学校教育における福祉に関する教育の推進	各学校の実態に応じて福祉に関する課題や話題を提供し、児童生徒が、障がいの有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働し生活する考え方や気持ち、態度を育てます。

基本施策2 権利擁護施策の充実

<具体的施策の方向>

障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止及び権利擁護、成年後見制度の利用促進のための支援の充実を図ります。

1-2-1 権利擁護、虐待防止、成年後見制度の推進と障がいのある方への差別の解消

具体的施策	施策の内容
障がいを理由とする差別の解消	「障害者差別解消法」への理解を促進するため、研修及び効果的な広報・啓発活動等の推進に取り組みます。
	障がいのある方及びその家族その他の関係者（以下「相談者」という。）からの相談等に対応するため、相談支援の体制の整備を図り、関係機関と連携し、ニーズに即した伴走した支援を図ります。また、相談案件については、事例の集積、共有化を図るとともに、阿賀野市障害者自立支援協議会において評価検証を実施し、障がいを理由とする差別の解消の取り組みの構築を進めます。

具体的施策	施策の内容
虐待の防止と早期対応	障がいのある方への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応に努めます。関係機関等と、研修会等を重ね、知識や対応の定着化と協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。 【評価指標】 障がい者虐待について知っている方の割合（アンケートの結果） 令和5年度現状値：64.2% 令和8年度目標値：100.0%
	虐待通報に対し、早期にコアメンバー会議を招集するとともに、関係機関と連携し早期対応、早期解決に努めます。また、継続した見守りや支援を図ります。
権利擁護の推進	障がいのある方の財産や権利を保護するための成年後見制度の普及に努めます。 地域包括支援センターと協働し中核機関として、成年後見制度の利用促進を図り、成年後見人への利用支援事業等への啓発も進めます。 【評価指標】 「成年後見制度」を知っている障がいのある方の割合（アンケート結果） 令和5年度現状値：54.3% 令和8年度目標値：70.0%以上
	関係機関と連携し、成年後見制度の知識を深め、法人後見を推進します。
こころのバリアフリーの普及	障がいのある方の団体、事業者、関係機関等と協力し、障がいのある方に必要な配慮について広報・啓発を行うなど「こころのバリアフリー化」の普及に努めます。

1-2-2 合理的配慮の理解と推進

具体的施策	施策の内容
市民や事業者への周知	地域や学校、事業者等において、合理的配慮について正しく理解できる機会の充実を図ります。 ○広報紙、啓発パンフレット、ホームページ等を活用した分かりやすい、効果的・継続的な啓発 ○講習会・セミナー、出前講座等の実施
ヘルプカード等の推進	援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプカード等を配布し、普及啓発に取り組むことにより、合理的配慮の浸透及び定着を図ります。（再掲）

基本施策3 意思疎通支援事業の充実と情報のバリアフリー化の推進

<具体的施策の方向>

障がいのある方に対する情報提供については、障がいの種別に応じた伝達手段を用いる等の工夫を凝らし一層の充実を図り、手話奉仕員等の専門的知識と技術を兼ね備えた人材の養成に努め、意思疎通支援の充実を図ります。

1-3-1 障がい特性に応じた情報提供の支援

具体的施策	施策の内容
情報の利用しやすさの推進	行政情報の入手や利用しやすさに配慮した電子的提供などを含む提供方法に取り組みます。 相談窓口の周知を図り、誰もがいつでも気軽に相談できる相談体制の構築に努めます。
情報提供の充実	障がいのある方に各種福祉サービスの必要情報を提供します。障がい福祉のしおりや福祉のガイド、ホームページ、広報紙等を活用し、サービスに関係する情報提供を充実します。 障がい児の健全な発達を支援するため、家族に対し療育方法等の情報を提供します。 共生社会の実現を図るため、障がいのある方の団体との情報交換や障がいのある方の団体による住民への啓発活動を促進します。 難病患者、高次脳機能障がいのある方等に対し支援についての情報を提供します。
障がいの状態に配慮した広報紙等の推進	「音声訳」など、障がいの状態に応じた情報提供の方法を実施し、わかりやすい情報提供に努めます。

1-3-2 意思疎通支援をする人材の確保と養成

具体的施策	施策の内容
手話奉仕員の派遣	聴覚障がいのある方の日常生活のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員派遣の充実を図ります。
手話奉仕員の養成及び研修の充実	手話奉仕員の養成及び研修の充実を図ります。 ○手話奉仕員養成講座（入門編、基礎編）
手話講座の開催	市民向けの手話講座の開催等、聴覚障がいのある方への理解促進に努めます。

基本方針2 地域での自立生活の支援



【現状と課題】

本市では、障害者総合支援法に基づき障がいのある方の自立と社会参加のために、居宅介護や生活介護等の介護給付並びに就労移行・就労支援等の訓練等給付などの障害福祉サービス及び更生医療の給付や補装具の交付・修理を実施しています。

しかし、障がいのある方の生活課題やニーズは多様化・複雑化しており、これらの対応を図る必要があります。必要とする障がい福祉の支援を受けながら、自らが自己決定し、自己選択が出来ることが重要です。現存の資源の質と量の確保維持することだけでなく、さらに一人ひとりのニーズに合った質の高いサービスを目指し、人材の確保や人材育成を進め、他職種間や民間組織、地域のボランティア等との連携も推進して、きめ細かな支援を拡充推進することが必要です。

地域で生活している障がいのある方だけでなく、施設や精神科病院に長期入院している方、また重度化・高齢化も視野に入れ、地域で安心して生活を送ることが出来るよう日中サービス支援型共同生活援助等や地域での見守り体制など、常時支援が図れる体制を構築することも必要です。

基本施策1 障害福祉サービスの充実・質の向上

<具体的施策の方向>

障がいのある方の自立や生活安定のため、各種制度の充実や適切なサービスを受けることができるように、サービス供給量の確保と質の向上を図ります。また、介護保険と連携を図り、サービスや支援の移行の円滑化に努めます。

質の高い支援を提供できる人材の育成を進め、障がいのある方の意思が適切に反映された生活を送れるよう意思決定支援を推進し、サービスの質の向上を図ります。

2-1-1 障害福祉サービスの充実

具体的施策	施策の内容
居宅介護等の訪問系サービスの充実	障がいのある方の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスの充実を図ります。

具体的施策	施策の内容
短期入所の充実	障がいのある方やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を促進するとともに、重度障がいのある方、医療的ケアのある人の短期入所の充実に努めます。
日中活動の場の確保と支援	障がいのある方が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。
	医療的なケアや常時介護が必要な重度障がいがある人及び家族が安心して地域で生活できるよう、支援の拡充に努めます。
障がい福祉人材の確保	県や圏域などが開催する研修会の参加周知や勧奨を行い、福祉人材の確保に取り組んでいきます。定期的に、支援に関する研修会等を実施し人材育成を推進します。
サービス事業所への支援	障がいのある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修実施や助言アドバイス等を支援します。介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。介護給付費などの給付費に関する情報提供を図り、法人運営の支援に努めます。
難病患者への支援	難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。また、多職種と情報共有を図り、あらゆる状態、状況変化があっても対応できる体制整備を図ります。
医療・福祉・介護との連携促進	障がいのある方の状態が変化しても、その方に寄り添った継続的なサービス提供（支援）を行うため、医療・福祉・介護等の関係機関との連携を図ります。

2-1-2 地域生活移行支援の充実

具体的施策	施策の内容
社会復帰対策の充実	精神障がいのある方が、できる限り地域で生活していけるようにするため、訪問系サービスの充実、短期入所や共同生活援助（グループホーム）の各居宅生活支援サービスの充実に努めます。
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい等のある方が自分らしく安心して地域で生活していけるよう、福祉・医療・保健等の関係機関との連携体制や緊急時の支援体制の構築、地域での見守り体制などの整備を推進します。 【評価指標】 地域包括ケアシステム推進会議（地域で暮らそう部会）開催回数 令和5年度現状値：2回 令和8年度目標値：3回

具体的施策	施策の内容
精神医療にかかる医療費負担の軽減	精神医療の治療が安心して継続できるよう、医療費の負担軽減を図ります。
ピアサポーターの育成及びボランティアの活用	精神障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、相談相手となって、精神障がいのある人の社会参加や地域の交流、問題の解決をサポートするピアサポーターの育成を図ります。 地域のボランティアの活動を生かし、精神障がいのある方と地域の交流を促進します。
依存症対策の推進	アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する対策を推進するために、関係機関等と情報共有し依存症に関する知識等の周知を図ります。

2-1-3 日中活動の場の拡大

具体的施策	施策の内容
地域活動支援センター機能の充実	創作活動や生産活動の機会の提供を行い、障がいのある方の日中活動の支援しています。今後は、関係機関と協議し、居場所としての役割のほか、利用者ニーズを的確に把握し、必要な居場所づくりを進めます。 【評価指標】 地域活動支援センター整備数 令和5年度現状値：1箇所 令和8年度目標値：2箇所
日中一時支援の充実	障がい児者の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的にお預かりし、見守り等の支援をします。 【評価指標】 日中一時支援の登録事業所数 令和5年度現状値：7箇所 令和8年度目標値：8箇所

2-1-4 補装具、日常生活用具給付の充実

具体的施策	施策の内容
福祉機器・用具サービスの充実	身体障がいのある方の自立更生に必要な補装具の購入又は修理に要する費用について補装具費を支給します。 在宅の障がいのある方に対して日常生活用具の給付及び貸与を行います。

2-1-5 安定かつ適切なサービスの提供と質の向上

具体的施策	施策の内容
サービスの質の向上	福祉事業所や多職種と、顔の見える関係づくりや、福祉サービスの質の向上を目指して研修会等を開催します。 支援の質の低下による虐待の発生を防止するために、支援の振り返り検証として研修会を開催します。

基本施策2 生活基盤の安定

<具体的施策の方向>

障がいのある方が安定した生活を送れることができるように、情報提供の充実、居住支援、相談体制の充実等を推進します。

2-2-1 各種手当制度やサービス利用情報のわかりやすい提供

具体的施策	施策の内容
わかりやすい情報の発信	障がいのある方を含む全ての人に対して、わかりやすい行政情報の提供の充実に取り組みます。 ○障がい福祉のしおりや福祉のガイド、ホームページ、広報紙等を活用し、サービスに係る情報提供を充実します。 ○障がいのある方の関係団体による住民への啓発活動を促進します。

2-2-2 住環境整備及び居住支援や居住サービスの拡充

具体的施策	施策の内容
地域生活支援拠点等の機能の充実及び連携体制の強化	障がいのある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、地域生活支援拠点等について、阿賀野市障害者自立支援協議会等で検討・協議・評価をし、機能の充実と体制の強化を推進します。
住居支援の検討	○住宅支援 公営・民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、賃貸人等へ障がいのある方に対する情報の提供など入居支援のあり方を検討します。
	○共同生活援助（グループホーム）の整備促進 障がいのある方の状態に配慮した対応ができる共同生活援助（グループホーム）の整備を図ります。 重度の障がいのある方を対象とした日中サービス支援型グループホームの整備を図ります。 【評価指標】 共同生活援助（グループホーム）の設置数 令和5年度現状値：5箇所 令和8年度目標値：7箇所
安全で快適な環境づくり	○道路などの整備 歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による市道のバリアフリー化に努めます。また、看板や駐輪など路上障害物のない歩道環境や障がいのある方用の駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発に努めます。
	○公共施設等の整備 公園・公共施設のバリアフリー化を推進します。また、障がいのある方が利用しやすいトイレの設置や案内看板等の設置に努めます。

2-2-3 減免制度等の経済的な相談や支援の提供

具体的施策	施策の内容
経済的な支援についての情報提供	<p>経済的支援に関して、必要な関係機関等の相談窓口の情報提供をし、ニーズに応えた相談への支援を推進します。</p> <p>各種助成や利用券などについても利用増加をはかるため、積極的な情報の周知を図ります。</p> <p>【評価指標】 精神障害者医療費等助成制度利用者数 令和5年度現状値：426人 令和8年度目標値：450人</p>

基本施策3 就労支援の充実

<具体的施策の方向>

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や就労に向けた就労支援や訓練の充実、就職に向けた相談支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある方が自らの個性と能力を発揮して働くことができるよう、関係機関と連携して雇用の促進と安定を図ります。

さらに、就労の場となる企業等に対し啓発活動を行うとともに、障がいのある方の雇用に関する各種助成制度等の周知に努めます。

一般就労が困難な障がいのある方においては、福祉的就労の場・機会の整備・拡充を図るとともに、福祉施設等での受注業務等の拡大に向けた施策の支援に取り組みます。

2-3-1 就労促進に向けた相談支援体制の充実

具体的施策	施策の内容
就労相談や支援の充実・強化	<p>関係機関と情報共有し、連携を図りながら、就労に関する希望やニーズに沿った伴走型の相談支援を図ります。</p> <p>また、本人のストレングス（強み）を捉えた就職先とのマッチングや適性などを関係者と進め、雇用に結びつけるための支援を図ります。</p>

2-3-2 就労移行、就労定着等の就労に関する支援の促進

具体的施策	施策の内容
就労へ向けた支援	働く意欲のある方の就労を支援するため、就労移行支援サービス体制の充実を図ります。
	特別支援学校等新卒者の進路について、学校等との調整を図り、一般就労や状態に合った事業所での就労訓練につながるような支援に努めます。
	行政、教育、企業、事業主、商工会等の関係機関とのネットワークを整備し、中小企業に対して障がい者雇用の啓発に努め、就労支援体制を整備します。

具体的施策	施策の内容
雇用の促進	<p>市等において、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、障がいのある方の雇用の場を確保するため法定雇用率を踏まえた積極的な雇用の拡大に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市職員の採用にあたり、阿賀野市の障がい者雇用の促進に向け、市（市役所）が率先して障がい者雇用に努めます。 ○市などの公的機関における事務や作業などについて、障がいのある方の雇用の促進します。 ○障がい者雇用率の向上を目指し、ハローワークと連携して市内事業所に対し、障害者雇用を呼び掛けていきます。 <p>【評価指標】 障がいのある方が仕事をしている割合の拡大 令和5年度現状値：26.7% 令和8年度目標値：30.0%以上</p>
	<p>企業に対する障がいのある方への理解と地域における障がいのある方の就労促進を図るため、関係機関と連携して障がいのある方の雇用のための啓発活動の充実を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある方の雇用が促進されるようハローワークと連携し、就職情報の提供に努めるほか、トライアル雇用の活用や就労訓練等へ結びつけられるよう支援を行います。また、企業との合同面接会やお仕事相談会などをワンストップで開催します。 ○一般企業における障がいに対する理解の促進を図り、障がいのある方に配慮した対応や環境整備の推進に努めます。 ○障がいのある方の農業分野での活躍を通じて、障がいのある方の生きがいを創出し、社会参画を実現できるように「農福連携」の強化に努めます。
	<p>事業者の合理的配慮の義務化について関係機関と連携を図りながら周知に努めます。</p>
雇用の安定	<p>就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ※制度の周知や就労定着支援の充実に努めます。</p> <p>また、職場や仕事に関する悩みなどへの相談援助を関係機関と協働し行います。</p>
	<p>就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所及び家族との連絡調整等の支援を関係機関と協働して支援します。</p>

※：ジョブコーチ

障がい者の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がい者が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える者。

2-3-3 福祉就労支援の拡充と質の向上

具体的施策	施策の内容
福祉的就労の場の確保	<p>就労に向けての必要な力を向上するために、作業等を提供し、就労の意欲や作業能力の向上を進めます。また、就労した際に必要な日常生活の訓練の機会を提供します。</p> <p>「障害者優先調達推進法」に基づき障がいのある方の就労施設等からの物品等調達方針を作成し、目標額の達成に努めます。</p> <p>【評価指標】 達成額目標値 令和5年度現状値：5,300,000円 令和8年度目標値：前年度より増加させる</p> <p>就労を目指すために、利用継続がはかれるよう関係者で連携した支援をします。</p>
福祉的就労の質の向上	自立支援協議会等で、福祉就労から就労へつながる方策について検証協議を進めます。

基本方針3 安心して暮らせる地域づくり



【現状と課題】

本市では、包括的かつ総合的な支援の取り組みを進めてきましたが、依然として障がいや障がいのある方に対する様々な障壁は存在しています。

障がいのある方が、快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するために、地域全体で、見守りや支え合えるまちづくりを推進する必要があります。

また、これまでの災害の経験を活かし、地域社会において、安全・安心に生活することができるよう、災害発生時の支援体制として、福祉避難所の充実及び避難支援等、地域が主体となって実施する仕組みづくりを図る必要があります。

さらに、障がいのある方が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれる事例が増加しており、地域における防犯対策を推進し、早期発見に取り組む必要があります。

身近な地域で、障がいのある方が安全・安心に地域で暮らし続けることが出来るための環境の整備に努めていく必要があります。

基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進

<具体的施策の方向>

地域におけるネットワークの充実を図り、市民一人ひとりが互いに支え合う地域福祉活動を促進します。

また、ボランティア活動に関する講座・研修会や情報提供を行うとともに、活動の充実を図ります。ボランティアと支援を必要とする人を結びつけるコーディネート機能やボランティア同士の交流・連携の充実を努めます。

さらに、障がいのある方の主体的な活動を支援するため、障がいのある方の団体の育成を図るとともに、その活動や運営を支援します。

3-1-1 共生社会に基づく地域づくりの推進

具体的施策	施策の内容
地域福祉ネットワークの充実	<p>○ボランティア活動の周知</p> <p>市民に多彩な活動を紹介し、ボランティアへのきっかけづくりを促進するとともに、広報紙等やホームページなどの各種媒体を活用して、活動のPR・情報提供を行い、ボランティア活動への参加や支援を働きかけます。</p> <p>【評価指標】</p> <p>阿賀野市ボランティアセンター登録者数 令和5年度現状値：1,745人 令和8年度目標値：1,871人</p>
	<p>○ボランティア学習の充実</p> <p>児童・生徒の福祉体験等により、児童・生徒のボランティア活動への理解や参加を促し、活動の普及啓発に努めます。さらに、小・中学校の連携、地域連携のプログラムにより校内外でボランティア活動を行う機会をつくるなど、ボランティア学習の場の充実を図ります。</p>
	<p>○専門的なボランティアの育成</p> <p>点訳や音声訳、手話、外出等、障がいのある方に対する専門的ボランティアやサポーター等を育成支援していきます。</p> <p>【評価指数】</p> <p>手話奉仕員等派遣利用者件数 令和5年度現状値：25件 令和8年度目標値：60件</p>
	<p>地域の民生委員等の住民組織に対して、地域での見守り活動や支え合いについての周知啓発を図ります。</p>
障がいのある方の関係団体の育成と活動の充実強化	障がいのある方の団体との意見交換、情報提供を通し連携を密にします。

基本施策2 防犯・防災対策の充実

<具体的施策の方向>

防犯対策の推進を図ります。また、災害時における適切な情報伝達や避難所での配慮等、災害発生時における支援体制の構築を進めます。

3-2-1 防犯対策の充実

具体的施策	施策の内容
地域防犯体制の確立	障がいのある方を含めた弱者を守るため、防犯意識の普及・啓発に努めるとともに、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。
犯罪情報等の提供	阿賀野市安全安心メールを活用し、犯罪発生情報や不審者出没情報等の迅速な提供に努めます。

具体的施策	施策の内容
自主防犯団体の活動の促進	障がいのある方を含む全ての地域住民を守る自主防犯団体の防犯活動を促進します。
防犯対策の推進	事業所に対して、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取り組みを推進します。
消費者対策の充実	振り込め詐欺などの被害にあわないよう、広報活動を強化するとともに、悪質な商法取引に巻き込まれないよう、正しい情報提供に努めます。
消費者相談窓口の強化	障がいのある方を含むすべての市民が、消費者相談が受けられるよう、専門の相談員を配置し支援します。

3-2-2 防災対策の充実

具体的施策	施策の内容
避難行動要支援者の避難支援の推進	地域防災計画や避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき、障がいのある方を含む避難行動要支援者の避難支援を推進します。
避難行動要支援者避難支援個別計画の策定と活用	障がいのある方を含む避難行動要支援者名簿の整備を行うとともに、避難行動要支援者避難支援個別計画を策定し、災害時などの対応を行います。
障がい特性に配慮した災害時の情報伝達体制の整備	障がい特性に配慮した適切な災害情報が伝達できるよう、関係機関と連携し情報伝達体制の整備を進めます。
福祉避難所の拡充	高齢者や障がいのある方等の災害時の安全確保を図るため、避難行動要支援者避難支援制度の実効性を高めるとともに、生活に支障を来す障がいのある方等の災害時要配慮者を受け入れる福祉避難所の拡充に努めます。
福祉避難所の充実	避難場所に指定されている小・中・義務教育学校、公民館など、施設の新築・改修に併せて、バリアフリー化を進めるとともに、パーテーションや車いす、簡易ベッド等の配備や福祉避難所の指定について、関係課と連携を図り整備を進めます。また、障がいのある方や家族が安全・安心に避難生活が送れるよう、心身の状態に配慮した福祉避難所の確保に努めます。
福祉避難所の感染症等の対策と環境整備	新型コロナウイルス感染症等感染症蔓延・拡大の防止のため、避難所を開設運営する場合は、感染症対策に万全を期すとともに、避難に関する情報提供に努めます。

基本方針4 総合的な支援体制の充実



【現状と課題】

本市では、障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が共通の理解に基づき協働し連携し、相談・支援体制の強化を図るとともに、包括的かつ総合的な支援の取り組みを進めています。

しかし、障がいのある方の生活課題やニーズは多様化・複雑化しており、支援体制をさらに深化させることが必要です。

このことから、今後も相談支援やサービス提供体制の充実を図るとともに、それを担う人材の確保と育成を推進していくことが重要となっています。

基本施策1 相談支援体制の充実

<具体的施策の方向>

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、適切な情報の提供や意思決定支援を含む障害福祉サービスの利用支援、虐待防止等や発達障がいのある方（児）支援のための関係機関との調整等を的確に行える体制の充実を図ります。

4-1-1 相談支援体制等の整備・強化

具体的施策	施策の内容
相談支援事業の充実・強化	適切な相談支援が実施できる包括的、重層的な体制の整備を進め、障がいのある方のニーズに応えた支援を強化します。障がいのある方と家族からの様々な相談を受け、関係機関との連携のもと、切れ目のない適切な相談対応や支援がなされるようサポートします。
	相談窓口の周知を図り、誰もがいつでも気軽に相談できる相談体制の構築に努めます。 【評価指標】 悩み事や心配事で家族、親戚、知人等以外で相談相手が「だれもない」の割合（福祉に関するアンケートより） 令和5年度現状値：15.3% 令和8年度目標値：5%未満
	障がい者の総合的な相談支援窓口として阿賀野市障がい者基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の拠点と権利擁護、成年後見制度、虐待防止など専門的な相談支援助言等を実施します。
連携・協働による障がいのある方への支援体制の構築	障がい児・者の様々な支援に関して各機関との連携を図ることにより情報の共有、効果的な支援を行うためネットワークの構築を図ります。
発達障がいのある方（児）への支援の充実	阿賀野市児童発達支援センターや障がい者基幹相談支援センターを拠点とし、さらに新潟県発達障がい者支援センター「RISE（ライズ）」等関係機関との連携を図り専門的な相談支援をします。
障害福祉サービス等の利用計画の作成支援	障がい児・者の自立した生活を支え、障がい児・者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画作成の支援として、情報の共有と確認、アセスメント等のきめ細やかな指導・支援をします。

4-1-2 相談支援に関わる人材の育成と確保

具体的施策	施策の内容
人材の育成・確保の推進	障がい児・者及び家族が抱える様々な問題に適切な支援ができるよう、相談にかかわる全ての職員のアセスメント力、マネジメント力の向上に努めます。
	国・県が実施する研修事業の積極的な情報提供を図ります。
人材の確保	障がい児・者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して相談支援にあたる相談支援専門員の確保に努めます。

基本施策2 療育・保育・教育の充実

<具体的施策の方向>

障がい児に対する支援は、保健・医療・福祉・保育・教育関係機関等の連携のもとに早期からとぎれない一貫した体制が必要です。連携体制の整備を図るとともに、成長発達の状態に応じた多様な相談に対応できる相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい児に対する支援について、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を提供するため、療育や教育環境の充実を図ります。

4-2-1 障がい児の早期相談・早期支援のための療育体制等の充実

具体的施策	施策の内容
障がい児の療育等に関する情報提供	障がい児の健全な発達を支援するため、家族に対し療育方法等や相談支援窓口の情報を提供します。
障がい児保育の実施	認可保育施設において、集団保育が可能な障がい児を受け入れる、心身の発達を促進する障がい児保育の実施を推進します。
	障がいのある児童が在籍する保育園等に、児童発達支援センター等の専門的な知識を有する相談員を派遣し、早期に適切な支援を行います。
	障がい児保育に必要な保育士の配置に努めるとともに、保育園の改修・修繕の際には、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが利用しやすい保育環境の整備に努めます。
児童発達支援の充実	就学前の児童の日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活に適應するための訓練その他必要な支援をします。重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する児童発達支援の充実を図ります。また、地域や関係機関との連携体制の構築を図ります。 【評価指標】 障害児通所支援サービス申請者で、事業所定員により利用できず待機している人数 令和5年度現状値：0人 令和8年度目標値：0人
放課後等デイサービスの充実	就学児童の授業終了又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う放課後等デイサービスの充実を図ります。また、重症心身障がい児や医療的ケア児を支援する放課後等デイサービスの充実を図ります。
保育所等訪問支援の充実	障がい児等が通う保育園等や学校に専門的な知識を有する支援者が訪問して支援を行う保育所等訪問支援の充実を図ります。
日中一時支援の充実	障がい児（者）の介助者が不在で、日中介護ができないときに施設等で一時的にお預かりし、見守り等の支援をします。（再掲）

具体的施策	施策の内容
重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援体制の充実	サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう医療的ケア児等コーディネーターを配置し、関係機関との連携支援体制を構築し、体制の充実・強化を図ります。
就学前障がい児の早期療育機能の整備	保健・医療・福祉・保育・教育関係機関等による支援ネットワークの構築に努め、障がい児の早期発見、早期療育のための連携を密にし、適切な相談体制を整えます。
インクルーシブ教育システムの推進	障がいのある子どもとない子どもとが可能な限り共に教育を受けられるように配慮するインクルーシブ教育システムを推進します。

4-2-2 療育支援関係機関との連携の円滑化と体制整備

具体的施策	施策の内容
とぎれない療育・教育体制の確立	障がい及び発達障がい等の早期発見のための体制や相談体制の構築に努めます。
	保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関の連携を図り、支援を必要とする子どもたちに切れ目なくとぎれない支援体制の構築を図ります。
特別支援教育の推進	特別支援学校や福祉関係機関等との連携を図り、将来について、目標や生きがいを持たせる進路指導の充実を図ります。
療育支援の充実	児童発達支援センターを中心として、療育のための保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関と連携し、相談支援機能の強化を図ります。また、療育の専門性を生かし、巡回相談等による指導助言等を通して、保育園・認定こども園・幼稚園や学校等での必要な支援を行います。
重症心身障がい児を支援するサービスの充実	重症心身障がい児や医療的ケア児及び家族が、安心して生活が送れるよう、相談支援やサービスの充実に努めます。

基本方針5 だれもが集える地域づくり



【現状と課題】

本市では、地域で暮らす障がいのある人が、文化活動、スポーツやレクリエーション活動等、社会の多様な活動の場に参加し活躍するための機会を確保してきました。

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動することは、自分らしい生活を充実することにつながります。そのため、障がいの有無にかかわらず、誰もが等しく社会参加できる環境整備に努める必要があります。

基本施策1 社会参加の促進

<具体的施策の方向>

障がいのある方が自ら関心のある活動に積極的に参加し、交流やふれあいなどを通じて生活を充実することが出来るよう行事・イベント、スポーツ、レクリエーション活動、文化活動などの大会や行事等の実施を支援するとともに、情報提供に努めます。

また、障がい者が参加できる機会の充実のほか、施設面のバリアフリー化を進めるなど条件整備、一人で外出が困難な障がいのある方の外出支援サービスである同行援護や行動援護、手話奉仕員の派遣の拡充を図り、同時に様々なボランティア活動の支援など、サポート体制の強化にも努めます。

5-1-1 余暇支援に関わる支援の拡充

具体的施策	施策の内容
移動手段の確保	一人で外出が困難な障がいのある方にとって、有用な福祉有償運送の充実努めます。 自由に移動できる交通手段の確保に努めます。 【評価指標】 福祉有償運送を行う事業所の数 令和5年度現状値：1箇所 令和8年度目標値：2箇所
サービス事業所の確保	外出時に必要とされる、同行援護・行動援護サービスの新規参入を事業所へ働きかけを行い、サービスの充実を図ります。 【評価指標】 同行援護・行動援護を行う事業所の数 令和5年度現状値：2箇所 令和8年度目標値：3箇所

具体的施策	施策の内容
地域の居場所づくり	障がいがあるなしに関わらず、地域で交流できる場を創出していきます。
手話奉仕員の派遣	<p>聴覚障害のコミュニケーション手段を確保するために手話奉仕員を派遣し、社会参加の充実を図ります。</p> <p>【評価指標】 手話奉仕員等の派遣により、余暇活動等に参加できた障がいのある方の人数（延べ人数） 令和5年度現状値：25人 令和8年度目標値：30人</p>
障がいのある方の団体及び余暇活動への支援	サークル活動参加等の余暇活動が充実するよう障がいのある方の団体等が主催するスポーツ・文化交流事業等の情報提供と支援に努めます。
各種講座の充実	障がいのある方のニーズに合った講座や研修会を開催します。
	<p>手話奉仕員等の派遣により、障がいのある方が講座や研修会に参加しやすい体制整備を推進します。</p> <p>【評価指標】 手話奉仕員等を派遣した講座、研修会の回数 令和5年度現状値：5回 令和8年度目標値：15回</p>

第6章 障害福祉サービス等の成果目標 及び見込量

- 1 数値目標
- 2 障がい福祉サービス等の見込量
- 3 地域生活支援事業の見込量
- 4 精神障害者にも対応した
地域包括ケアシステムの構築の見込量

1 数値目標

障がいのある方等の自立支援の観点から、施設等からの地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年 こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」に即するとともに、本市における実績等を踏まえて数値目標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後グループホーム、一般住宅等に移行する者の数値目標を、これまでの本市の状況を踏まえて設定します。

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数57人の7%にあたる4人の地域生活移行を目指します。

また、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点と比べて4人（57人の7%）少ない53人を目指します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数】

項目	令和4年度末 施設入所者数	考え方	令和8年度末 数値目標
地域生活移行者数	57人	令和4年度末の入所者数の7.0%	4人
削減見込	—	令和4年度末の入所者数の7.0%	4人

（2）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、地域移行支援及び地域定着支援等の推進をし、入所等からの地域生活への移行を進めます。緊急時支援対応体制や一人暮らし体験の場等を含めた拠点を令和8年度末までに1つ以上確保します。また、その機能の充実のため、コーディネーターを1人以上配置し、並びに、年1回以上運用状況を検証及び検討します。

項目	考え方	令和8年度末 数値目標
地域生活支援拠点数	令和8年度末までに1箇所以上確保	1箇所
コーディネーター 配置人数	令和8年度末までに1人以上配置	1箇所
検証・検討回数	年1回以上検証及び検討	年3回

(3) 強度行動障害を有する障害のある方への支援体制の充実

強度行動障害を有する方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、強度行動障害精神障害にも対応した支援体制を確保します。

項目	令和4年度末実績	考え方	令和8年度末数値目標
目標年度末時点での支援体制の確保	—	地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める	有り

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を併せて設定します。

さらに、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【福祉施設から一般就労への移行者数】

項目	令和3年度末実績	考え方	令和8年度末数値目標
一般就労移行者数	1人	令和8年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の実人数	4人

【事業ごとの一般就労への移行者数】

項目	令和3年度末実績	考え方	令和8年度末数値目標
就労移行支援事業からの移行者数	0人	令和8年度中に就労移行支援を通じて一般就労する者の実人数	2人
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数			1箇所
就労継続支援A型事業からの移行者数	0人	令和8年度中に就労継続支援A型を通じて一般就労する者の実人数	1人
就労継続支援B型事業からの移行者数	1人	令和8年度中に就労継続支援B型を通じて一般就労する者の実人数	1人

【就労定着支援事業の利用者数】

項目	令和3年度末実績	考え方	令和8年度末数値目標
就労定着支援事業の利用者数	3人	令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者の実人数	5人

【就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数】

項目	令和4年度末実績	考え方	令和8年度末数値目標
就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0箇所	市内に就労定着支援事業所がなく、今後も開所が見込めないため	0箇所

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように主に重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。

また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保】

項目	令和4年度末実績	考え方	令和8年度末数値目標
児童発達支援センター	1箇所	市単独で「こどものことばとこころの相談室」に児童発達支援センターを設置済	1箇所
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	無し	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する	有り
保育所等訪問支援の提供体制の確保	有り	確保済、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める	有り
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1箇所	「かがやきこども園」で実施中	1箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1箇所	「かがやきこども園」で実施中	1箇所

【医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等】

項目	令和4年度末実績	考え方	数値目標 令和8年度末
協議の場の確保	有り	「医ケア児支援連絡会」を設置済	有り
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有り	コーディネーター3名を市内に配置済	有り

(6) 相談支援体制の充実・強化

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
また、地域の相談支援を強化する体制を確保します。

項目	令和4年度末実績	考え方	数値目標 令和8年度末
基幹相談支援センターの設置	有り	障がい者基幹相談支援センター設置済	有り
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有り	確保済、実施中の障がい者基幹相談支援センターを中心に地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援などを更に進める	有り
個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の確保	有り	確保済、地域の相談支援事業所が構成員となっている相談支援部会において事例検討や地域課題について協議を継続実施	有り

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための体制を確保します。

項目	令和4年度末実績	考え方	数値目標 令和8年度末
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の確保	有り	確保済、県が主催する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用し、障害福祉サービス等の更なる質の向上に繋げる 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有し過誤請求を減少させるための体制を整備する	有り

(8) 発達障がいのある方等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、以下の活動指標を設定します。

項目	令和4年度末実績	令和6年度末見込	令和7年度末見込	令和8年度末見込
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者	0人	3人	3人	3人
ペアレントメンターの人数	0人	3人	3人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	4人	4人	5人	6人

2 障がい福祉サービス等の見込量

◆障がい福祉サービス等の提供体制を確保するための施策等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスについては、既存のサービス事業所による対応を継続するとともに、生活介護、就労系、障がい児支援など需要の増加が見込まれるサービスについては、事業者に対して適切な情報提供などを行いながら、サービスの量的な拡大を図り、必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

障がい福祉サービス等を適切に利用することができるような利用計画の策定をはじめ、施設や病院からの地域移行支援の充実を図っていくため、相談支援専門員の人員の確保を図り、基幹相談支援センター及び指定相談支援事業所等と連携を図りながら、見込量の確保に向けた相談支援機能の強化に努めます。

※1月あたりの見込量

【訪問系サービス】

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	837	814	884	918	952	986
	人分	52	50	52	54	56	58
重度訪問介護	時間分	0	400	408	816	1,224	1,632
	人分	0	1	2	2	3	4
同行援護	時間分	112	30	126	147	168	189
	人分	7	2	6	7	8	9
行動援護	時間分	9	9	15	16	20	24
	人分	3	3	3	4	5	6
重度障害者等 包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0

【日中活動系サービス】

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	2,257	2,352	2,460	2,580	2,620	2,660
	人分	122	123	123	129	131	133
うち、強度行動障害を有する者※	人日分				144	144	144
	人分				8	8	8
うち、高次脳機能障害を有する者※	人日分				45	45	45
	人分				3	3	3
うち、医療的ケアを必要とする者※	人日分				20	20	20
	人分				1	1	1
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	0	44	44	44
	人分	0	0	0	2	2	2
就労選択支援	人分				—	1	1
自立訓練 (生活訓練・日中型)	人日分	54	72	121	132	143	154
	人分	6	9	11	12	13	14
自立訓練 (生活訓練・宿泊型)	人日分	0	0	0	62	62	62
	人分	0	0	0	2	2	2
就労移行支援	人日分	137	143	147	147	189	231
	人分	10	7	7	7	9	11

【日中活動系サービス ～続き～】

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日分	178	277	360	440	520	600
	人分	8	14	18	22	26	30
就労継続支援 (B型)	人日分	2,954	2,734	2,916	3,006	3,096	3,186
	人分	171	158	162	167	172	177
就労定着支援	人分	3	3	4	5	5	5
療養介護	人分	7	6	5	5	5	5
短期入所(福祉型)	人日分	331	431	460	470	490	510
	人分	37	46	46	47	49	51
うち、強度行動 障害を有する者※	人日分				15	15	15
	人分				1	1	1
うち、高次脳機能 障害を有する者※	人日分				20	20	20
	人分				2	2	2
うち、医療的ケアを 必要とする者※	人日分				40	40	40
	人分				4	4	4
短期入所(医療型)	人日分	0	0	0	30	30	30
	人分	0	0	0	2	2	2
うち、強度行動 障害を有する者※	人日分				0	0	0
	人分				0	0	0
うち、高次脳機能 障害を有する者※	人日分				0	0	0
	人分				0	0	0
うち、医療的ケアを 必要とする者※	人日分				30	30	30
	人分				2	2	2

【居住系サービス】

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	1	2	1	2	3	3
共同生活援助	人分	37	34	43	46	49	51
	うち、強度行動 障害を有する者※				10	10	10
うち、高次脳機能 障害を有する者※	人分				0	0	0
うち、医療的ケアを 必要とする者※	人分				0	0	0
施設入所支援	人分	56	57	55	54	53	53

【相談支援】

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	114	95	105	107	111	115
地域相談支援 (地域移行支援)	人分	0	0	2	4	5	5
地域相談支援 (地域定着支援)	人分	2	3	4	5	6	6

【障害児支援】

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	246	231	220	220	228	236
	人分	84	73	55	55	57	59
放課後等デイサービス	人日分	536	825	992	1,040	1,080	1,120
	人分	92	109	124	130	135	140
保育所等訪問支援	人日分	2	1	3	9	9	9
	人分	2	1	1	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	4	4	4
	人分	0	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人分	43	60	30	35	40	45
医療的ケア児調整コー ディネーター配置人数	人分	2	3	3	3	3	3

※これまでの実績による平均伸び率を基に、障がい者数（手帳所持者数）の推計及び令和5年度障がい者実態調査における障がい者のニーズの傾向を加味し、見込量を算出しています。

3 地域生活支援事業の見込量

◆地域生活支援事業提供体制を確保するための施策等

地域生活支援事業は、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業であり、本市では上記の事業を展開しております。

相談支援事業については、相談支援体制の強化に取り組むとともに、各種相談に応じ、障がいのある方一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント、必要な情報提供等を行う相談支援体制の確保を図ります。

成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業他については、現在の体制を基本に提供体制を確保し、地域活動支援センター機能強化事業については、障がい特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図ります。

区分	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
自発的活動支援事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	設置の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
住宅入居等支援事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	5	5	6	7	8	9
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	38	33	34	35	35	35
手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	0	3	3	3	3	3
自立生活支援用具	給付等見込み件数	7	8	7	8	8	8
在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	8	12	10	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	24	17	20	30	30	30
排泄管理支援用具	給付等見込み件数	888	943	920	950	950	950
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込み件数	1	1	1	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者(登録見込み者)数	11	9	8	10	10	10
移動支援事業	実利用見込み者数	26	25	26	28	31	34
	延べ利用見込み時間数	1,218	990	1,000	1,120	1,240	1,380
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有り	有り	有り	有り	有り	有り

4 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの施策等

精神障がい者が安心して継続的に自分らしい暮らしが送れるように、「阿賀野市自立支援協議会（地域で暮らそう部会）」で包括的に支援ができる体制の構築を協議するとともに、医療機関と連携し、地域の相談窓口の周知を図るとともに差別や偏見のない、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

区 分	単 位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (実績見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	5	3	3	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	10	10	10	12	12	12
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	2	2	2
精神障害者の地域移行支援	人	0	0	2	3	3	3
精神障害者の地域定着支援	人	1	1	2	3	3	3
精神障害者の共同生活援助	人	15	14	16	14	15	16
精神障害者の自立生活援助	人	1	1	0	1	2	3
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	人	4	6	6	6	7	7

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制について

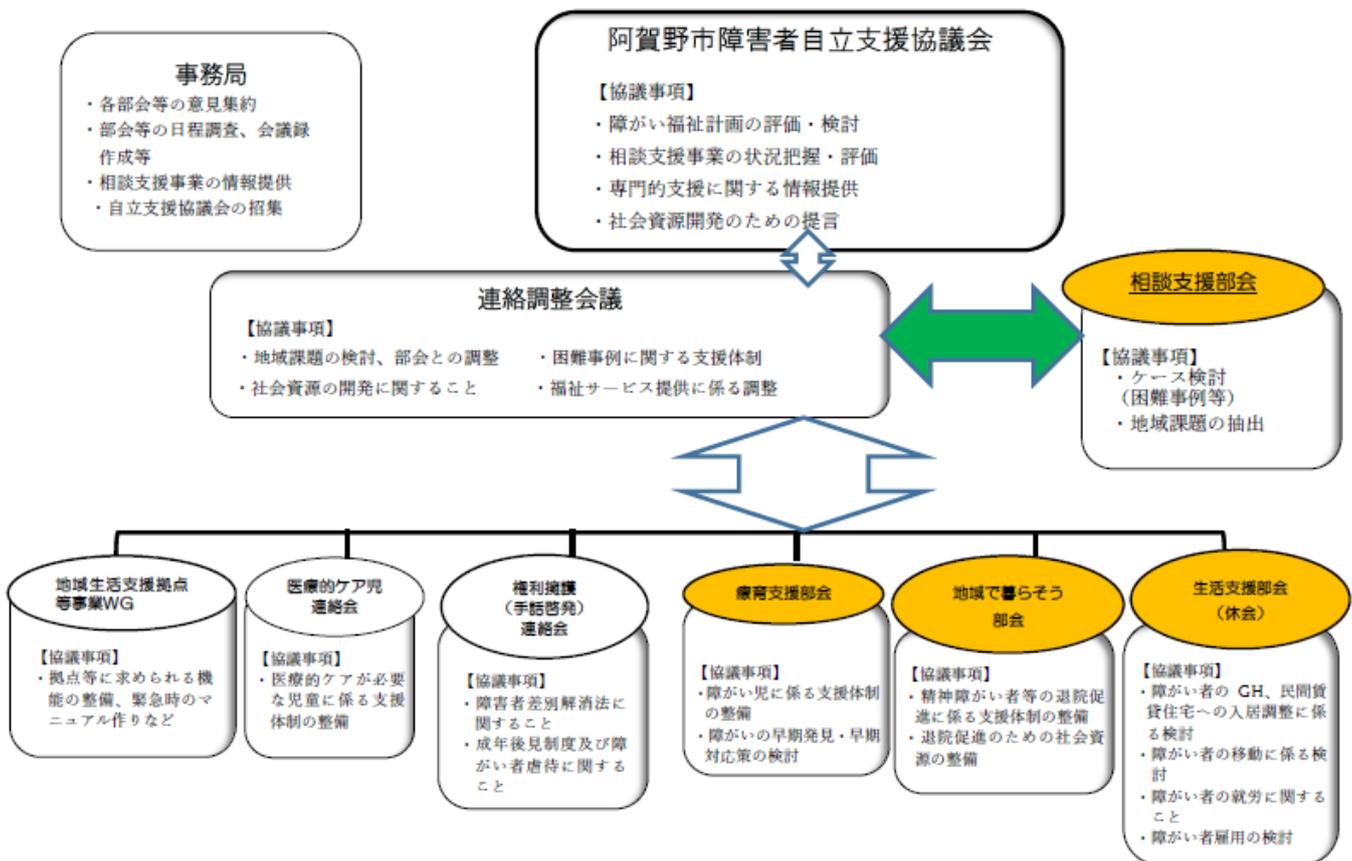
1 計画の推進体制について

(1) 横断的な取組の推進

計画の実現のためには、障がい当事者やその家族等へのきめ細やかなサービスを、庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がいのある方を取り巻く本市の課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい福祉施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

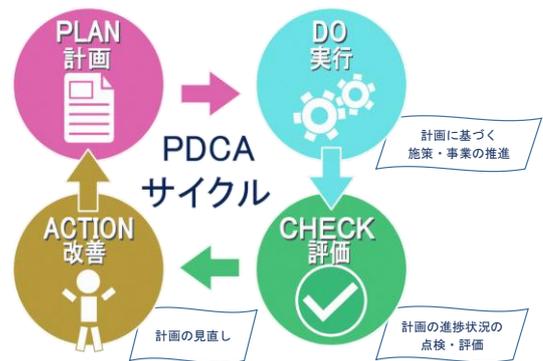
阿賀野市自立支援協議会 体制図



(2) 成果目標（モニタリング指標）の設定とPDCAサイクルによる進行管理

計画で記載した施策や事業、取組については、あらかじめ設定した成果目標のモニタリングを通じて、計画の進捗状況や施策等の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、課題の共有等を実施します。



(3) モニタリングの実施体制

計画のモニタリングについては、「阿賀野市障害者自立支援協議会」において実施することとし、次期計画改定時の目標の設定に向け、課題の整理において「施策・事業・取組の評価」「アンケート・ヒアリング結果による課題整理」をできる限り定量化し、改善の方向性について協議・検討を行い、必要時には計画の見直しを行っていきます。

また、「阿賀野市障害者自立支援協議会 連絡調整会議」の場において共通課題としてまとめられた項目について、体制整備の視点から障がい者計画、障がい者福祉計画、障がい児福祉計画への意見提案を受け、それをどのように計画策定及び進行管理に反映させるのか検討します。

さらに、その協議経過や取組内容及び対応策等については、関係機関等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上をめざし、協議・検討を進めていきます。

(4) 計画の進捗状況等の公表

計画は、ヒアリング調査及びアンケート調査により、障がい当事者等団体関係者の意見を基に、「阿賀野市障害者自立支援協議会」の意見を踏まえ改定しました。

障がい福祉に関する課題を解決するためには、「阿賀野市障害者自立支援協議会」及び当事者等団体など、各主体が計画の進捗状況を共有し、計画を推進することが不可欠となります。

資料編

- 1 阿賀野市障害者自立支援協議会委員名簿
- 2 阿賀野市障害者自立支援協議会開催経過等
- 3 障害福祉サービス事業所・
障害児通所支援事業所一覧表
- 4 阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針
- 5 アンケート調査の概要・主要結果

1 阿賀野市障害者自立支援協議会委員名簿

【敬称略】

区 分	所 属	職名等	氏 名	摘要
学識経験者	新潟医療福祉大学	教授	丸田 秋男	
障害者団体 関係者	阿賀野市手をつなぐ育成会	当事者団体 代表	五十嵐 愛子	
障害福祉 サービス事業者	社会福祉法人 阿賀北総合福祉協会 ゆうきの里	施設長	中村 満	
障害福祉 サービス事業者	社会福祉法人 阿賀野市社会福祉協議会	事務局長	阿部 恵美	
相談支援事業者	社会福祉法人七穂会 相談支援センターゆう	相談支援 専門員	中山 恵子	
保健・医療関係者	医療法人潤生会 脳神経センター阿賀野病院	院長	近藤 浩	
教育機関関係者	阿賀野市立堀越小学校長	校長	樋口 憲哉	新任
雇用関係機関 関係者	新発田公共職業安定所	統括職業 指導官	瀬藤 かおり	新任
行政機関関係者	新潟地域振興局健康福祉部	副部長	田中 信明	
阿賀野市 障害福祉担当	阿賀野市	社会福祉課長	高橋 正人	新任

任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日

2 阿賀野市障害者自立支援協議会開催経過等

年月日	内 容
令和5年7月6日	第1回阿賀野市自立支援協議会 ・障がい者等計画策定スケジュールについて ・アンケート調査について
令和5年8月1日から 令和5年8月18日まで	アンケート調査実施
令和5年8月24日	障がい者団体との意見交換会
令和5年8月29日	障害福祉サービス事業所等との意見交換会
令和5年12月4日から 令和5年12月11日まで	庁内関係課への意見聴取
令和5年12月18日	第2回阿賀野市自立支援協議会 ・アンケート調査結果について ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (素案) について
令和6年1月9日から 令和6年2月7日まで	パブリックコメント実施
令和6年2月14日	第3回阿賀野市自立支援協議会 ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 (原案) について

3 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所一覧表

【令和6年3月1日現在】

◎就労支援事業所

事業所名	実施サービス	住所	電話
障害福祉サービス事業所 ゆうきの里	就労継続支援B型	阿賀野市崎89	Tel 62-9910
あおぞらソラシード	就労継続支援B型	阿賀野市畑江75	Tel 47-7152
すばるワークセンター	就労継続支援B型	阿賀野市若葉町3-33	Tel 62-5880
阿賀野市さくらの会作業所	就労継続支援B型	阿賀野市若葉町3-33	Tel 63-1950
ワークショップ大和	就労継続支援B型 生活介護	阿賀野市下条町12-49	Tel 47-7090
協働作業所 かがやき	就労継続支援B型 就労移行支援 自立訓練(生活訓練)	阿賀野市寺社甲3848-212	Tel 68-1170
Sprite阿賀野	就労継続支援B型	阿賀野市市野山231-1	Tel 47-8442

◎通所・入所生活支援事業所

事業所名	実施サービス	住所	電話
コスモス活動所	生活介護 日中一時支援 短期入所	阿賀野市中央町2-17-15	Tel 63-2050
障がい者支援施設 宝珠苑	施設入所支援 生活介護 日中一時支援 短期入所	阿賀野市保田5683-23	Tel 68-1511
あおぞらソラシード(熊と森の湯)	生活介護	阿賀野市畑江320	Tel 63-0800
生活介護事業所 こもれび	生活介護	阿賀野市中央町1-12-13	Tel 25-7295
阿賀野市デイサービスセンター むすびの里	基準該当生活介護	阿賀野市寺社字結甲214	Tel 68-5885
阿賀野市デイサービスセンター 第二わかばの里	基準該当生活介護	阿賀野市稲荷町11-10	Tel 63-2121
リハステーション みどりおか	共生型生活介護	阿賀野市緑岡3-15	Tel 67-3163
障がい者ショートステイ やすだの里	短期入所	阿賀野市保田5683-23	Tel 68-1510
共生型短期入所かがやき苑	短期入所	阿賀野市寺社甲3848-212	Tel 68-7770
かがやきこども園	共生型生活介護	阿賀野市寺社甲3848-211	Tel 68-1118
地域活動支援センター どれみハウス	地域活動支援センター	阿賀野市若葉町3-33	Tel 080-9872-7551

◎ヘルパー事業所

事業所名	実施サービス	住所	電話
訪問介護事業所ステーション たいよう	居宅介護 移動支援 重度訪問介護	阿賀野市下条町9-6	Tel 62-5566
阿賀野市社協会ヘルパーステーショ ンぬくもり	居宅介護 移動支援	阿賀野市稲荷町11-10 「第二わかばの里」内	Tel 63-9903
ヘルパーステーション てまり	居宅介護 同行援護 重度訪問介護 移動支援	阿賀野市庄ヶ宮173-2	Tel 62-0465
ヘルパーステーション にじいろ	居宅介護 同行援護 重度訪問介護	阿賀野市保田4439	Tel 68-5757

◎グループホーム

事業所名	実施サービス	住所	電話
グループホーム パル	共同生活援助	阿賀野市寺社甲3913-236	Tel 68-1186
グループホーム 光風	共同生活援助	阿賀野市寺社字藤堂甲 3848-213	Tel 62-5880
いんくる 阿賀野北本町の家	共同生活援助	阿賀野市北本町12-38	Tel 47-8357
いんくる 阿賀野すいばらの家	共同生活援助	阿賀野市中央町1-9-6	Tel 47-3990
共同生活援助 ぼの	共同生活援助	阿賀野市中央町2-17-20	Tel 47-6020

◎障害児支援事業所

事業所名	実施サービス	住所	電話
こどものことばとこころの相談室 障害児通所支援事業所 多機能型	児童発達支援センター 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	阿賀野市岡山町4-12	Tel 61-2260
コスモス活動所	放課後等デイサービス	阿賀野市中央町2-17-15	Tel 63-2050
放課後等デイサービス事業所 チューリップハウス	放課後等デイサービス	阿賀野市曾郷1136	Tel 61-5600
一般社団法人 ライト牧場	放課後等デイサービス	阿賀野市畑江211	Tel 47-8310
かがやきこども園	児童発達支援 (重心含む) 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	阿賀野市寺社甲3848-212	Tel 68-1119
放課後等デイサービス みどりおか	放課後等デイサービス	阿賀野市緑岡3-22	Tel 47-3154

◎相談支援事業所

事業所名	実施サービス	住所	電話
阿賀野市障がい者 基幹相談支援センター	障がい児・者の 総合相談窓口	阿賀野市岡山町10-15 水原保健センター2階	Tel 61-2488
相談支援センター ことはな	指定特定・指定障害児 相談支援	阿賀野市岡山町4-12	Tel 61-2323
相談支援センター ゆう	指定特定・指定障害児 相談支援	阿賀野市若葉町3-33	Tel 47-5755
相談支援センター Lプラン	指定特定・指定一般 指定障害児相談支援	阿賀野市山崎89	Tel 62-8005
相談支援事業所 ごず	指定特定・指定一般 相談支援	阿賀野市北本町12-58	Tel 47-4676

4 阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針

阿賀野市「障がい」ひらがな表記取扱指針

平成26年4月1日

改正 平成30年4月1日

1 趣旨

- (1) 従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字については、その否定的なイメージから、「差別感」や「不快感」を多くの障がい者が持っていることに配慮するとともに、障がい者の人権を尊重するという観点から、「障がい」とひらがな表記を行う。
- (2) ひらがな表記への変更により、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成にもつながることが期待できる。
- (3) 市は、表記を改めるだけでなく、これからも様々な広報啓発活動を行うことにより、「障がい」への理解を深める。

2 ひらがな表記の実施

(1) 実施内容

市が作成する公文書、啓発資料等において、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、法令・条例・規則・告示の名称、法令等で規定されている用語の名称及び固有名称、各種専門用語を除き「障がい者」「障がい」と表記する。

(2) 実施上の留意点等

- ① 本指針は誤りを正すという趣旨のものではなく、障がいへの理解を促す啓発を趣旨としていることから、実施日に表記変更が困難なものについては、条件が整い次第速やかに表記を更新するものとする。
- ② 実施日以降に配布する印刷物等において、既に印刷が終わっているものについては、刷り直しをせずに使用し、改正時や増刷時に表記を更新する。
- ③ 既存の施設における設備表示等に「障害」が用いられている場合も、直ちに修繕等による変更を要するものではなく、条件が整い次第順次表記を更新していくものとする。
- ④ 市がひらがな表記を使用するにあたり、市民、関係機関・団体等に対し、同様の対応を強要するものではなく、表記については、各々の自主的判断とする。

(3) 表記の取扱い

① 対象文書及び対象外文書

種別	表記変更	表記変更の対象又は対象外の理由
条例、規則等の例規、予算書等	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、法令が常用漢字表にある漢字を用いており、条例、規則等における漢字使用についても、「障害」の「害」に漢字を用いる取り扱いとされる事例が多いこと。 ・ひらがな表記とした場合、法令用語の引用等により変更できない「障害」とひらがなの「障がい」が条例、規則等の上に混在し、かえって読みにくく、分かりにくいものになること。
公文書	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する通知、案内文書等のほか、内部文書も含む。 ・既存の計画書等の表記については、今後改定を行う際に合わせて表記変更する。
広報紙、広報資	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙に情報等を掲載依頼する関係機関・団体に対してはひらがな表記について理解を求めるが、表記に当たっては自主判断に委ねる。
啓発資料	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全て
会議資料等	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全て
ホームページ	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・全て

② 対象外とする用語

上記において対象となる文書においても、次の項目は対象外とする。

項目	具体例
法令（法律・政令・省令・告示）、条例、規則、告示等の名称	障害者総合支援法、身体障害者福祉法施行令、阿賀野市重度心身障害者医療費助成に関する条例、阿賀野市知的障害者福祉法施行細則 ほか
法令、条例等で規定されている用語の名称	身体障害者手帳、障害者相談支援事業、障害支援区分、障害福祉サービス、障害基礎年金 ほか
法令、条例等で規定されている制度、事業等の名称	障害者相談支援事業、重度心身障害者医療費助成事業 ほか
関係団体、施設等の固有名称	新発田市身体障害者更生相談所、新潟県視覚障害者協会、新潟県障害者スポーツ協会 ほか
人や人の状態を表さないもの	障害物、交通上の障害、業務遂行上の障害 ほか
医療用語等専門用語、その他適当でないもの	肝機能障害（医療用語） ほか

(4) 表記適否の参考例

- ① 「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」、「発達障害」は、各法で規定されている法令用語であるが、一般用語としても定着しているため、ひらがな表記とする。
- ② 「視覚障害」、「聴覚障害」、「内部障害」は、身体障害者福祉法による法令用語であるが、一般用語としても定着しているため、ひらがな表記とする。
- ③ 身体障害者福祉法による「平衡機能障害」、「音声機能障害・言語機能障害」、「そしゃく機能障害」、「運動機能障害」、「心臓機能障害」、「じん臓機能障害」、「呼吸器機能障害」、「ぼうこう機能障害・直腸機能障害」、「小腸機能障害」及び「免疫機能障害」は、専門用語等であり、漢字表記とする。
- ④ 「情緒障害」は、児童福祉法による法令用語であり、漢字表記とする。
- ⑤ 「重度心身障害」は、児童福祉法による法令用語であり、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する状態を表す福祉施策上の特別な概念であり、専門用語でもあることから漢字表記とする。
ただし、重度心身障がい者（児）と人を表す場合は、ひらがな表記とする。
- ⑥ 「学習障害」、「注意欠陥・多動性障害」は専門用語であり、漢字表記とする。
- ⑦ 「高次脳機能障害」は専門用語であり、漢字表記とする。

(5) 実施体制

社会福祉課が主導し、各機関を含む全庁の協力により実施するものとし、表記適否の判断について実施上の照会等に対応するものとする。

3 実施時期

平成26年4月1日

平成30年4月1日

5 アンケート調査の概要・主要結果

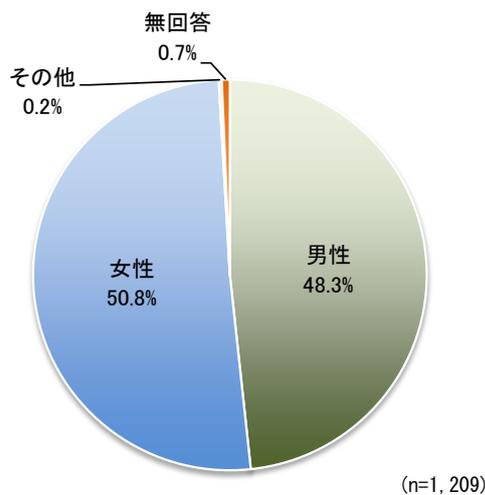
(1) 調査の概要

- ① 調査地域：阿賀野市
- ② 調査対象：a. 身体障害者手帳所持者
b. 療育手帳所持者
c. 精神障害者保健福祉手帳所持者
d. 自立支援医療（精神通院）受給者
e. 難病（a.～c.の手帳所持者）
- ③ 標本数：令和5年7月末日現在の上記全対象者合計=2,707（人）
- ④ 調査方法：郵送法（配布・回収とも）
- ⑤ 調査時期：令和5年8月
- ⑥ 回収結果：有効回収数〔集計対象数〕=1,209（人）有効回収率=44.7%

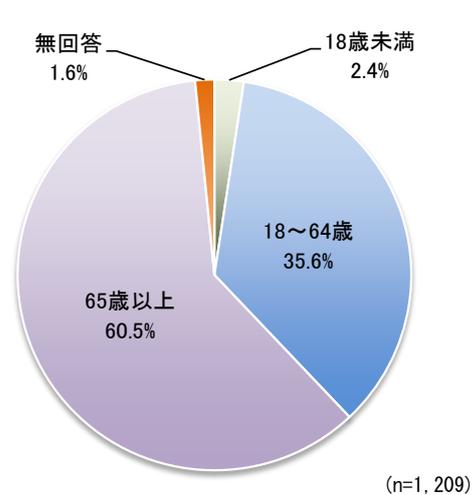
(2) 主要結果

①回答者の基本特性

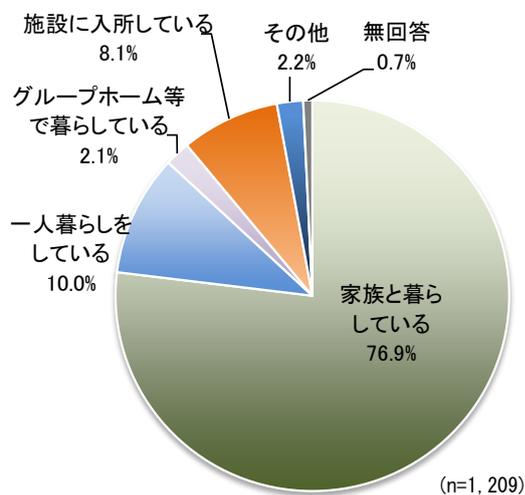
【性分類】



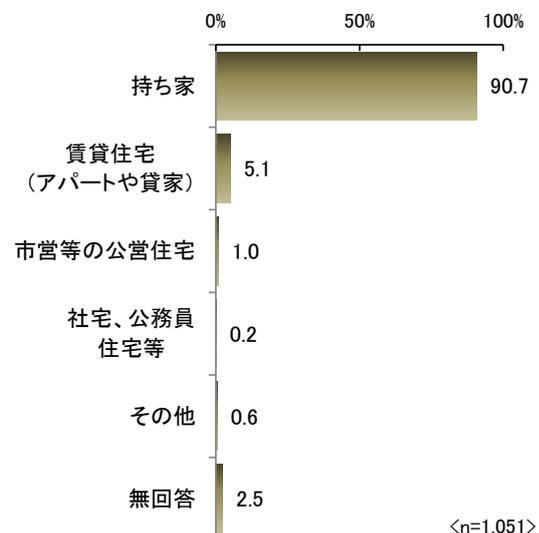
【年齢層分類】



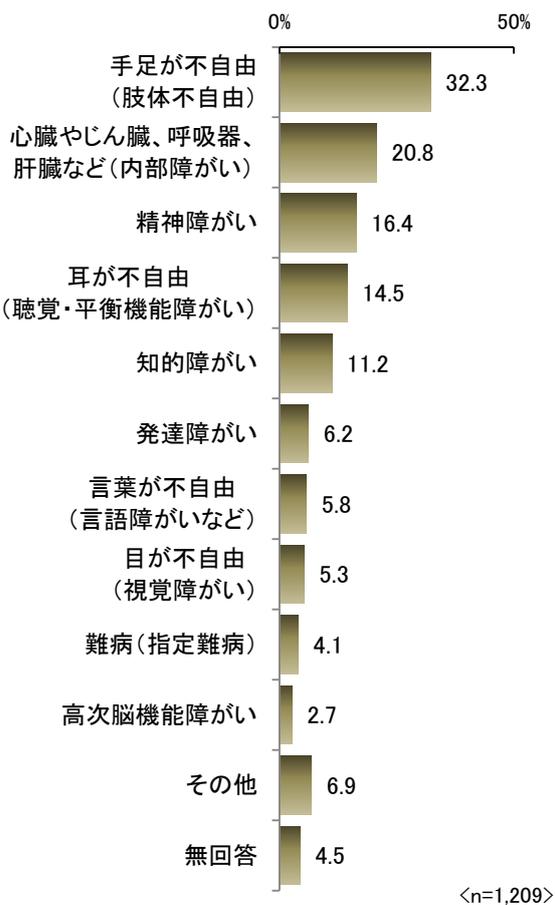
【暮らし方分類】



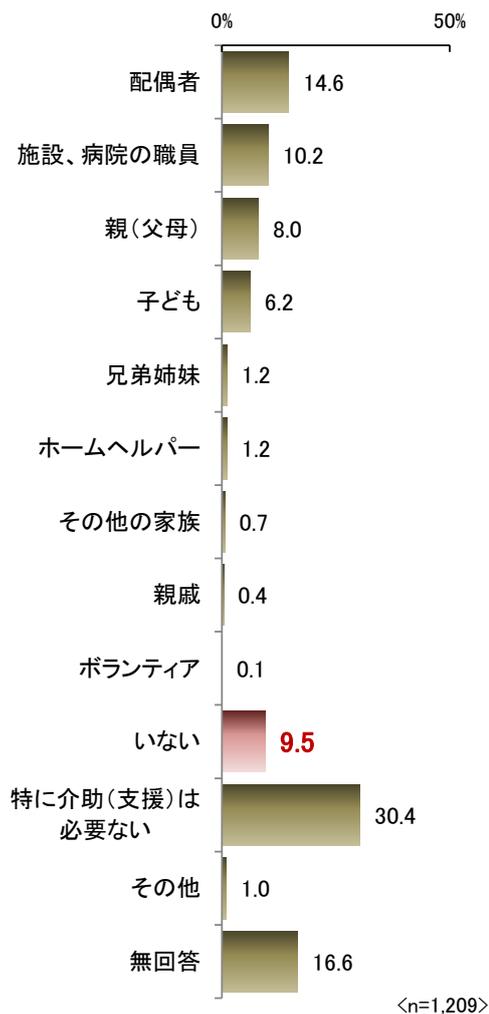
【住居形態分類】



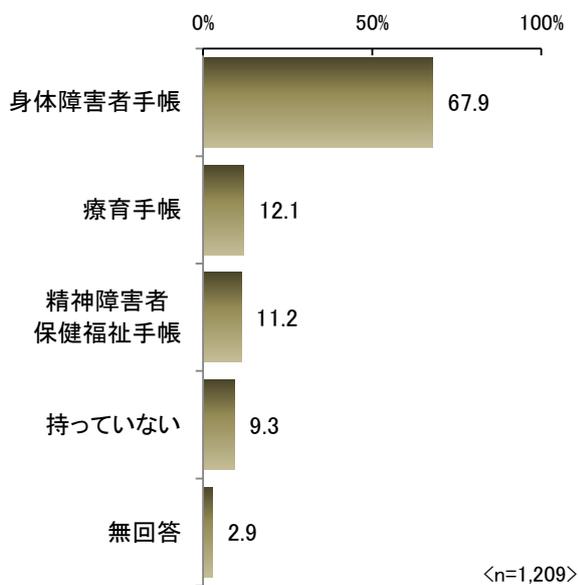
【障がいの内容分類】



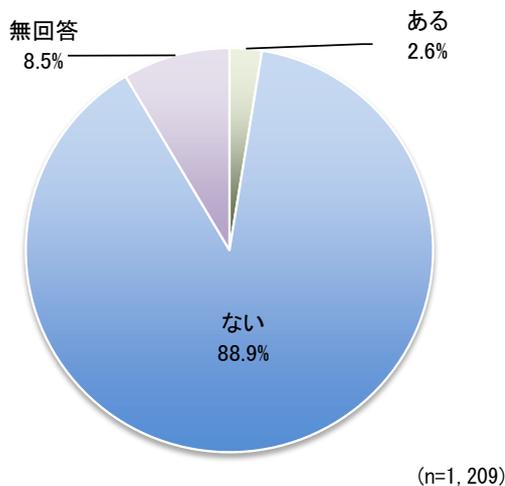
【主な介助者分類】



【手帳の種類分類】

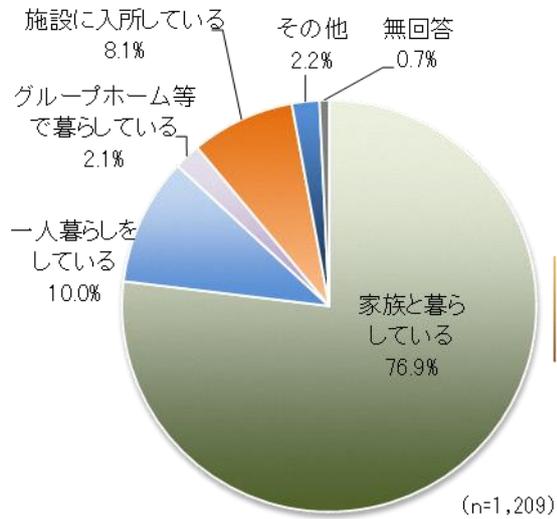


【強度行動障害への該当】

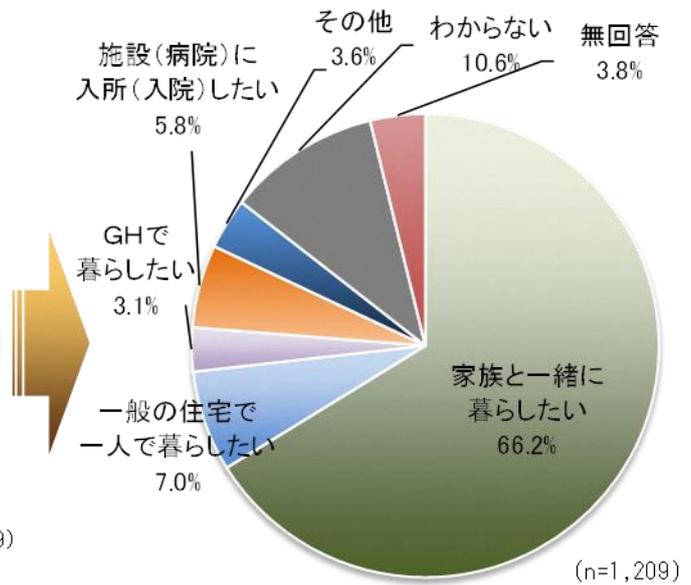


②日常生活について

【現在の暮らし方】

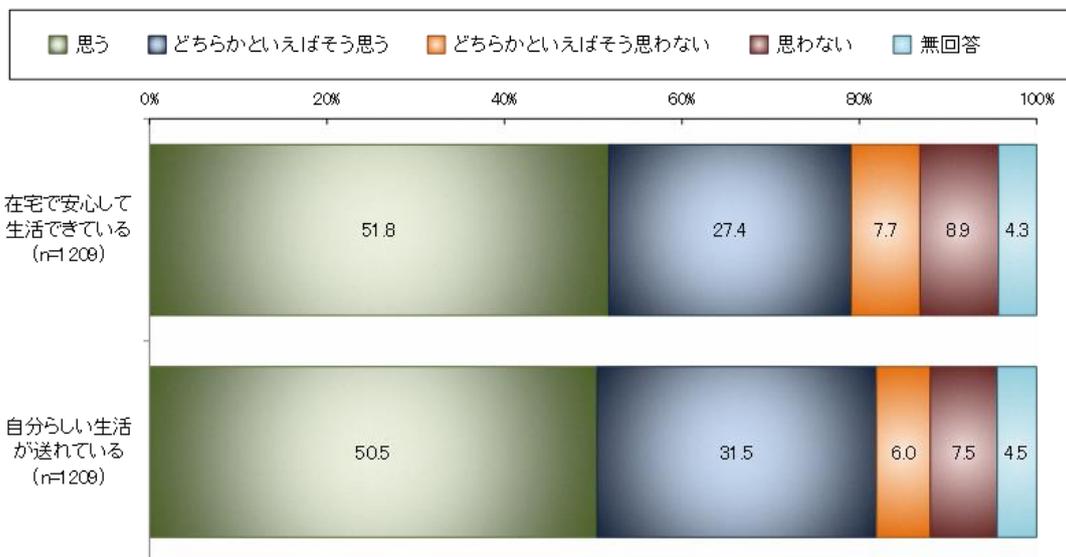


【希望する暮らし方】



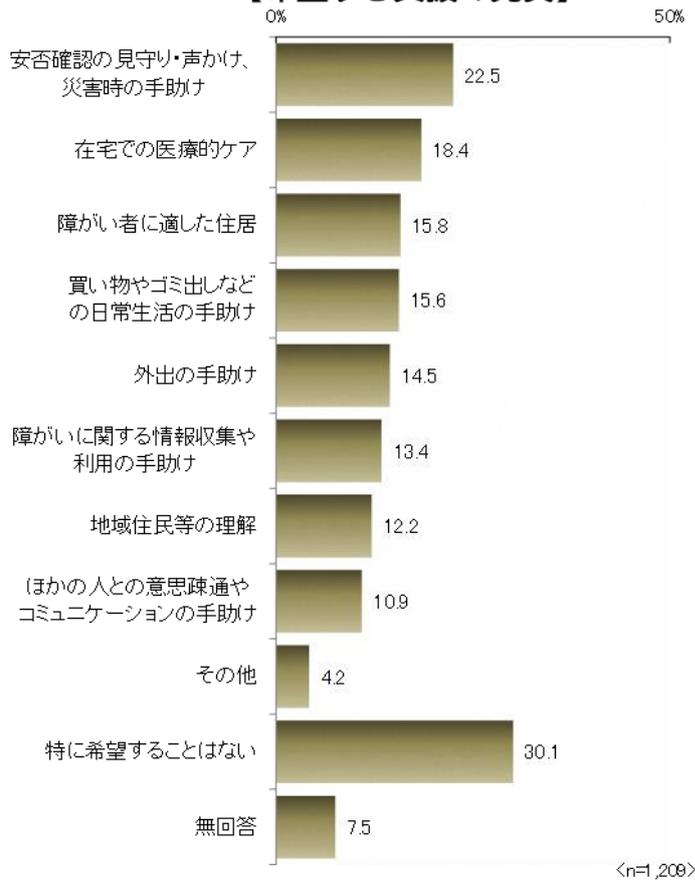
3人に2人は「家族」と暮らすことを希望しています。
決めかねている・保留している「わからない」方も1割程度います。

【生活状況への評価】



8割前後の方は、「安心な生活」「自分らしい生活」を送れているとしています。

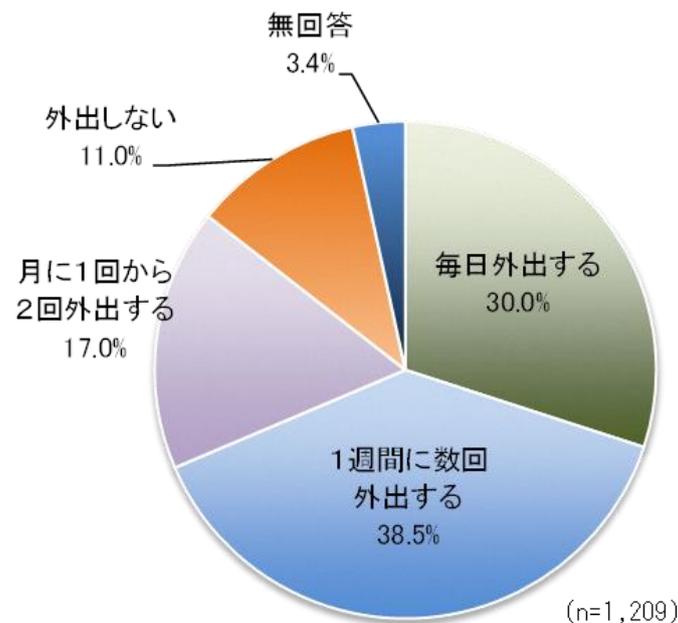
【希望する支援の充実】



前項で8割前後の方は、「安心な生活」「自分らしい生活」を送れているとしていますが、「特に希望することはない」との回答は3割にとどまります。

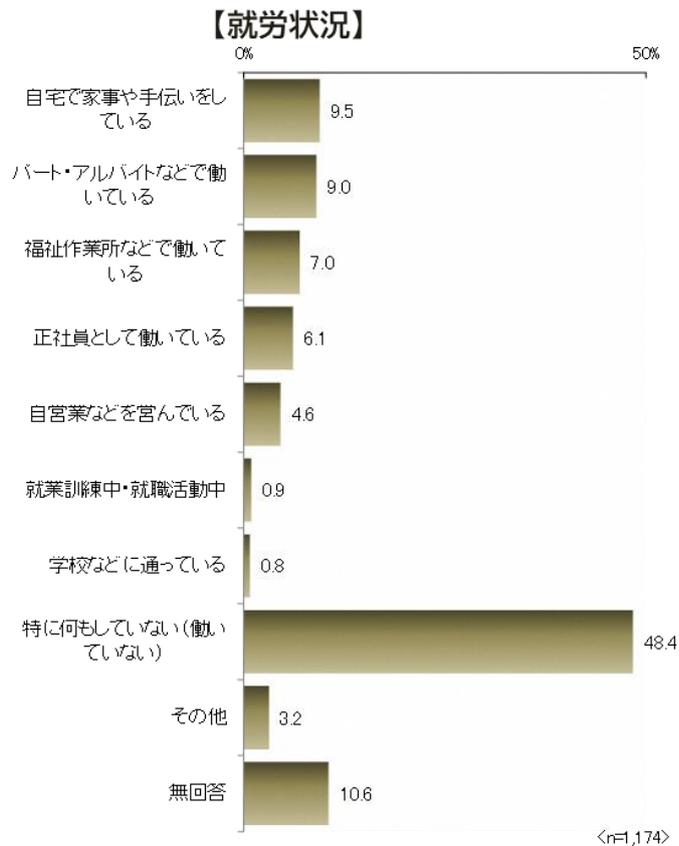
引き続き、「安否確認の見守り・声かけ、災害時の手助け」を筆頭に、様々な支援の充実が待たれます。

【外出頻度】

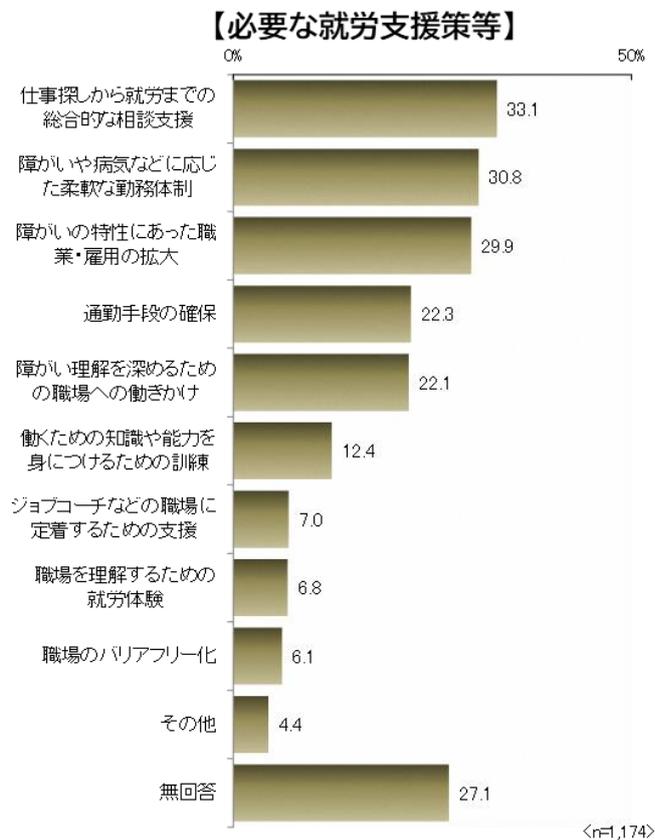


「毎日外出する」方は3割にとどまります。

③雇用や就労について



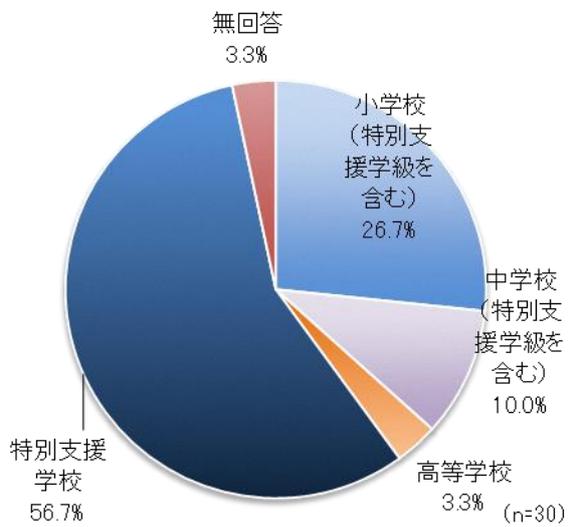
半数弱の方は特に何もしていない（働いていない）と回答しています。



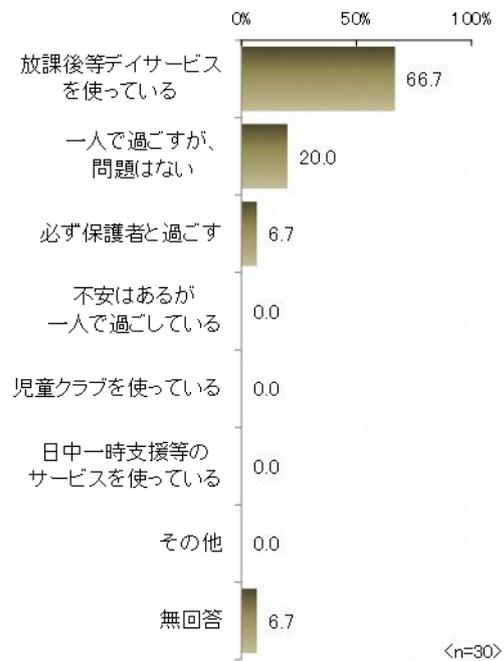
最も要望されているのは「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」で、3人に1人の方が特に必要だとしています。

④障がい児福祉について

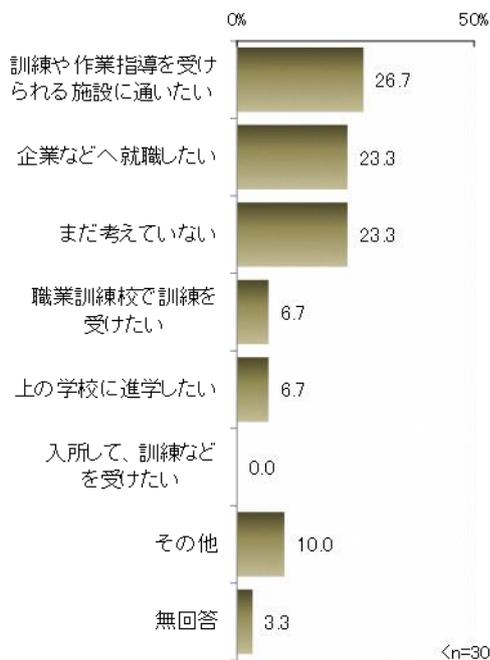
【現況】



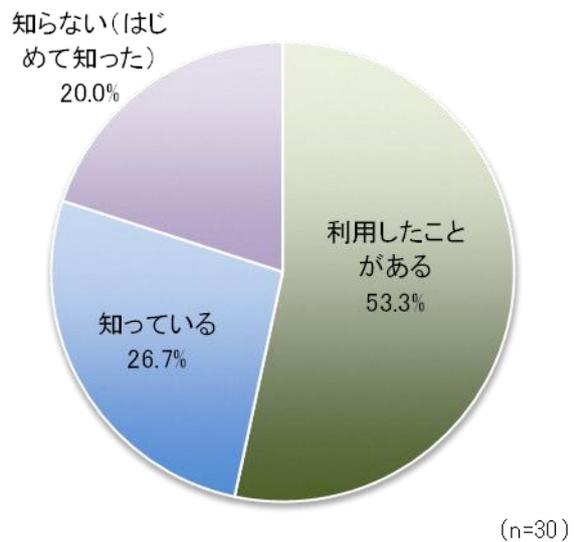
【放課後等の過ごし方】



【将来の希望】

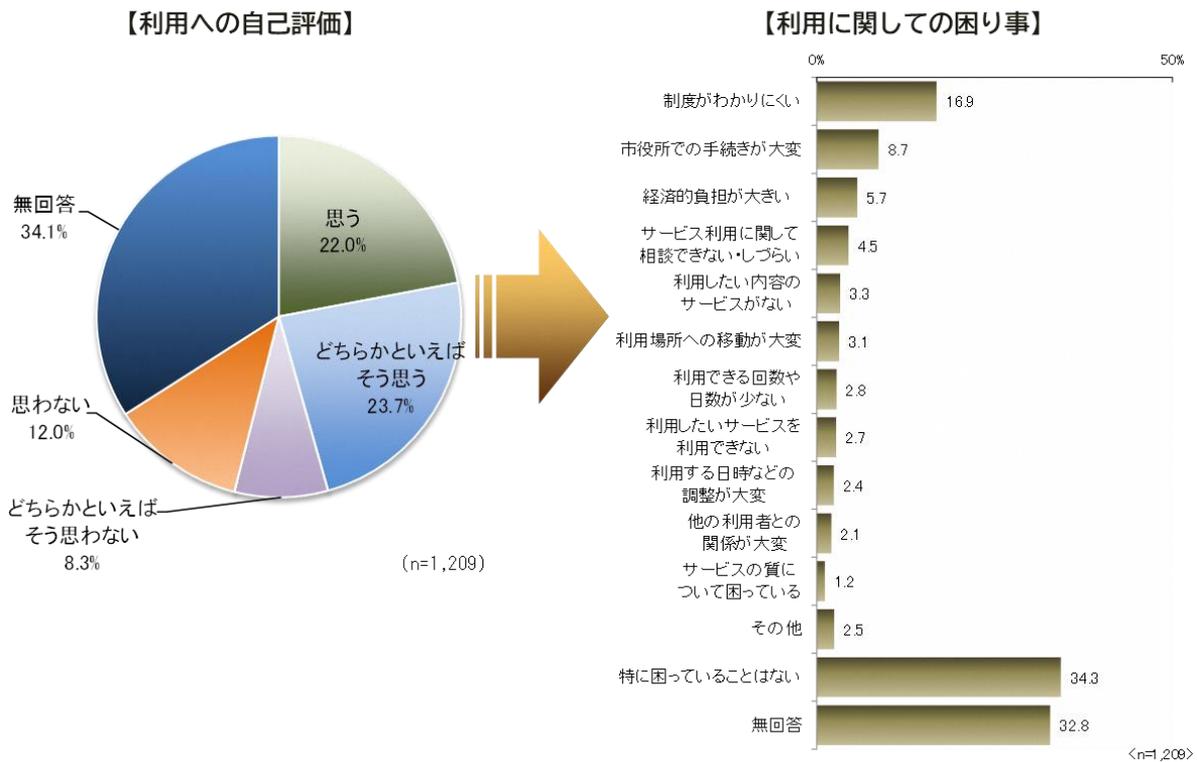


【（該当設問）周知状況】



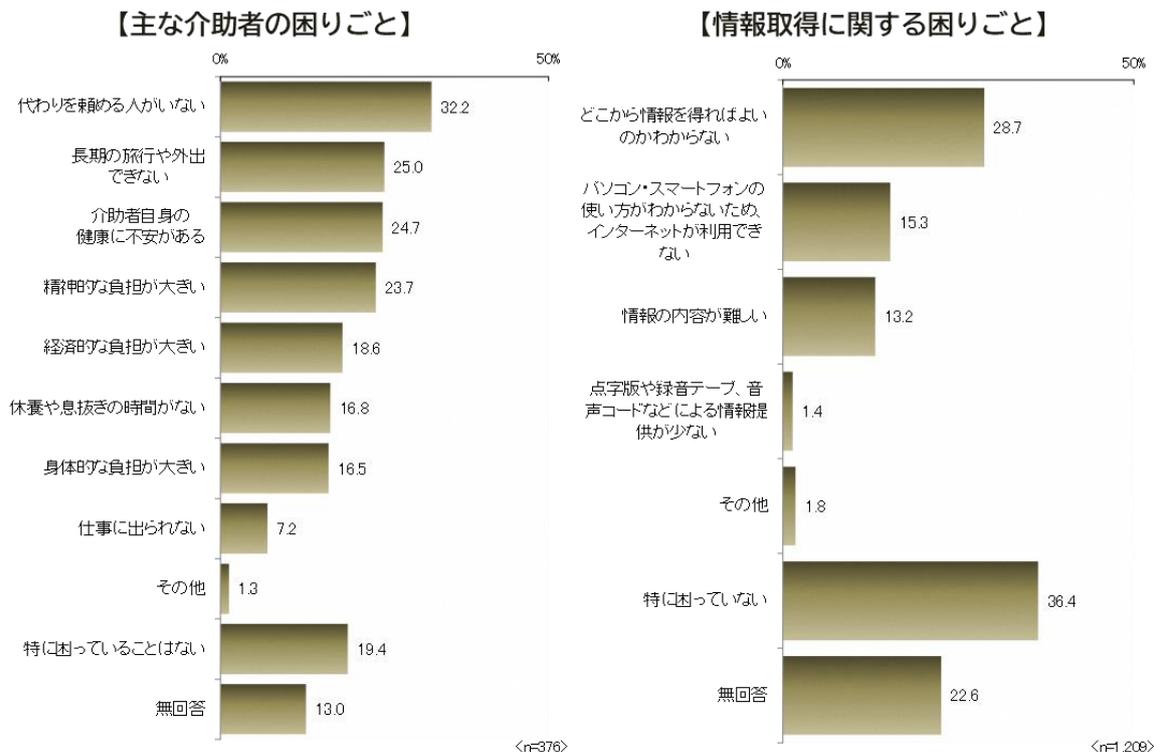
回答数（対象者数）が極めて少数のため、『障がい福祉について』は分析を割愛し、図の掲載のみとしました。

⑤障がい福祉サービスについて



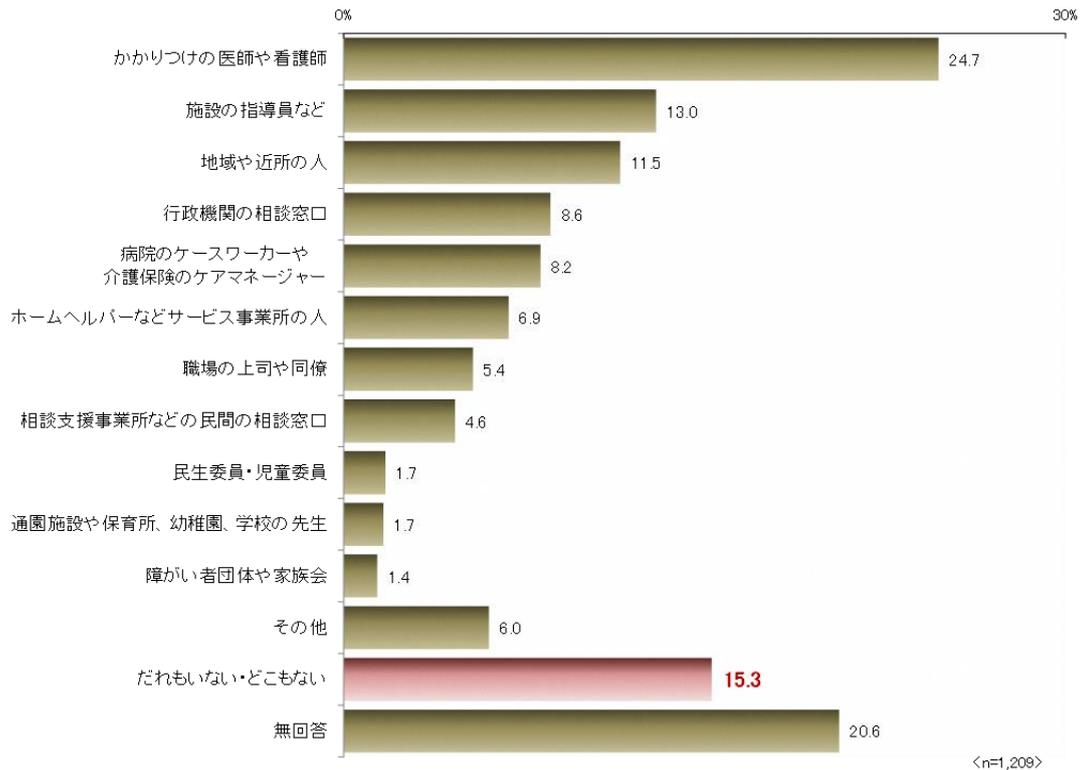
半数弱は適切な障がい福祉サービスを『利用できている』としています。
3人に1人の方は「特に困っていることはない」と回答しています。

⑥相談や困りごとについて



主な介助者にとっては「代理介助者」の問題が多く、福祉サービスの情報取得にあたっては、そもそもの入手先（経路）が不明なことが浮かび上がっています。

【悩みや困りごとの相談先】

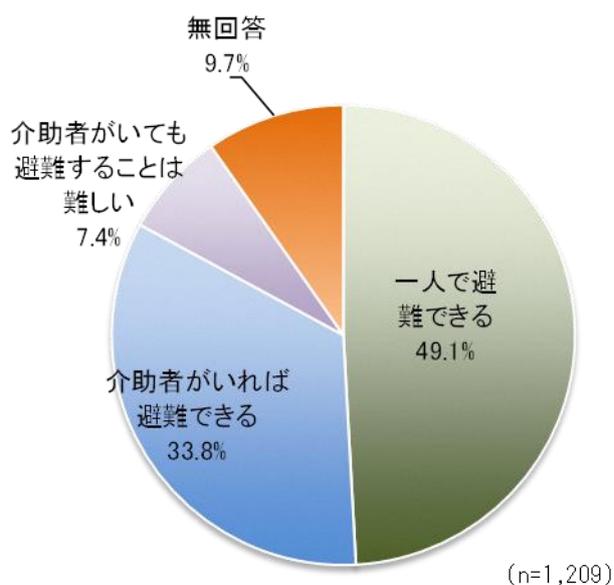


家族、親戚、友人等以外の相談先としては「かかりつけの医師や看護師」が最も多くなっています。

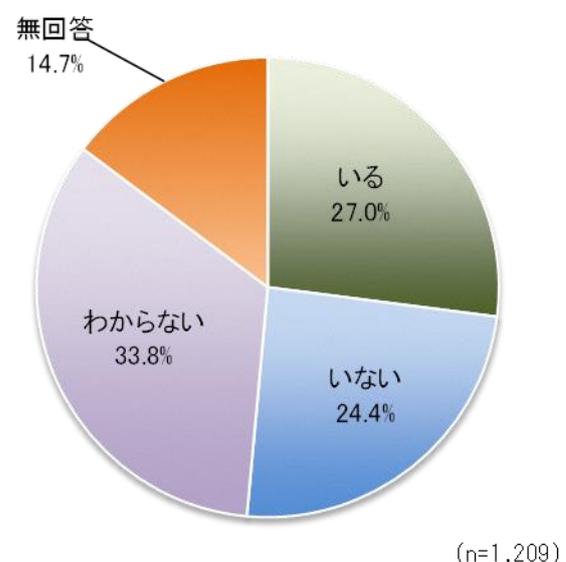
相談先や相談相手が誰もいないと推察される方が1割以上います。

⑦災害への備えなどについて

【自力避難の可否】

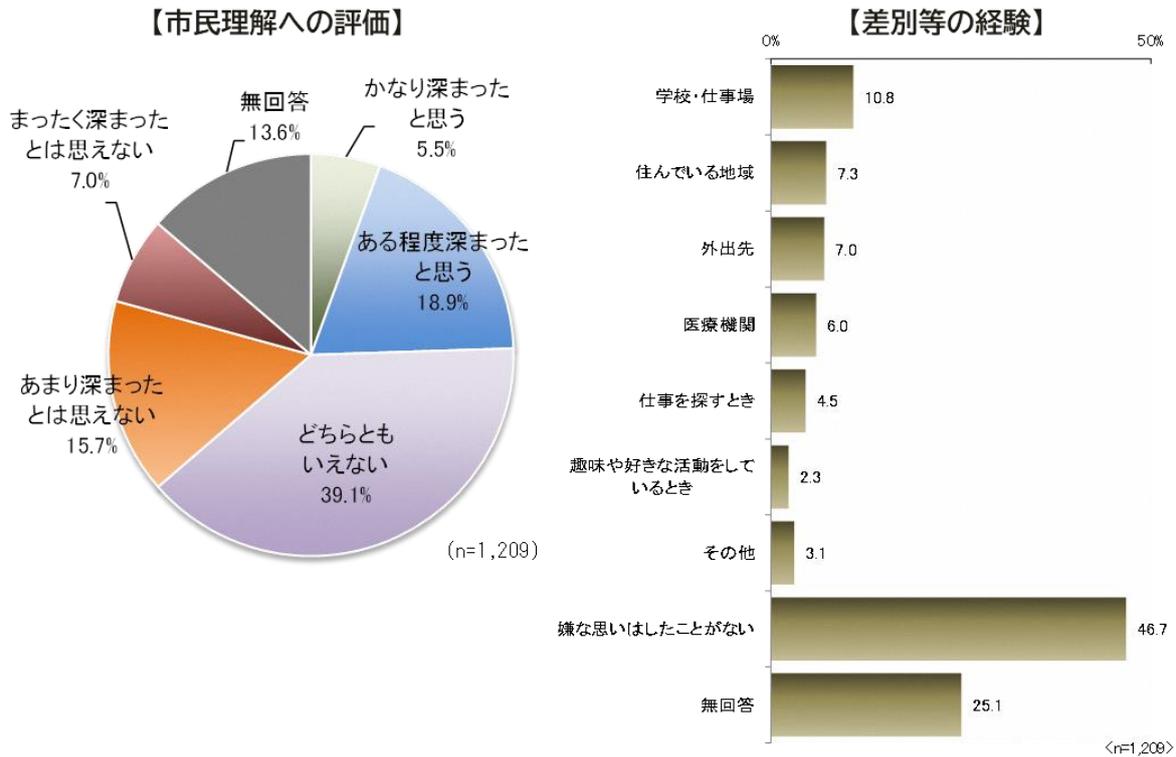


【緊急時の近所介助者の有無】



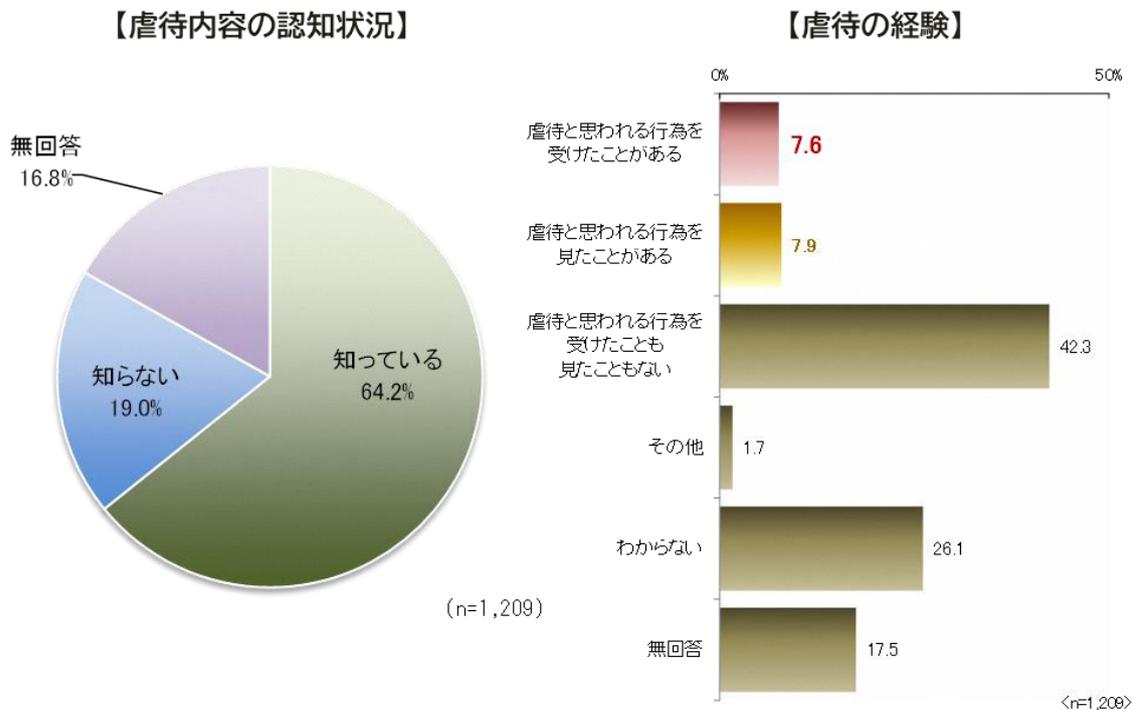
「介助者がいても避難することは難しい」方が少なからずいます。近所に介助者が「いる」方は4人に1人程度です。

⑧障がいへの理解や権利擁護などについて



評価については「どちらともいえない」という中間評価が4割を占めます。

差別等の経験については「嫌な思いはしたことがない」方が4割以上を占めていますが、見方を変えると、半数以上の方が差別や不快な経験をされたことがあるといえます。

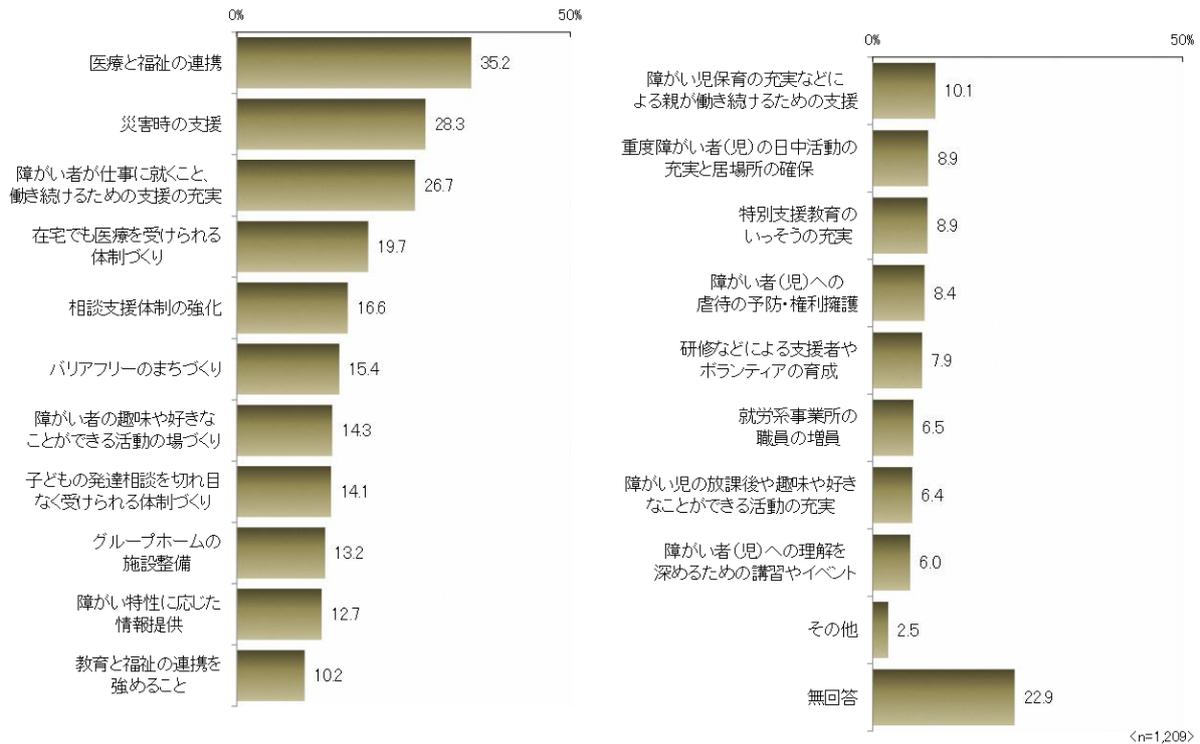


自身が虐待の内容を「知らない」方もいます。

7.6%の方が「虐待を受けたことがある」と回答しました。「見たことがある」との回答もそれ以上あります。

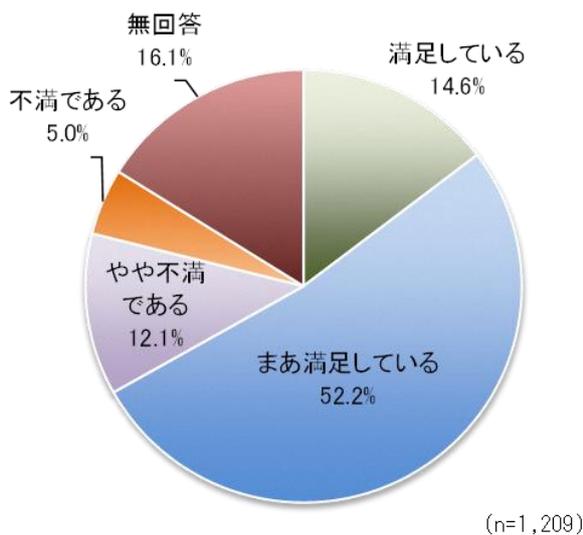
⑨阿賀野市の障がい福祉施策などについて

【悩みや困りごとの相談先】



「医療と福祉の連携」や「災害時の支援」「障がい者が仕事に就くこと、働き続けるための支援の充実」への要望が特に多くなっています。

【施策への満足度】



3人に2人の方が『満足している』と回答しています。

平均満足度得点も68点と、阿賀野市の障がい福祉への取り組み全般については良評価の方です。

Topics: 平均満足度得点について

【満足している】の回答者に100点、
【まあ満足している】の回答者に75点、
【やや不満である】の回答者に25点、
【不満である】の回答者に0点を与え、
無回答者を除いた平均得点を算出しました。
(50点が中間得点になります。)

今年度調査における平均満足度得点は**68点**です。

第5次阿賀野市障がい者計画
第7期阿賀野市障がい福祉計画
第3期阿賀野市障がい児福祉計画
令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

阿 賀 野 市

発行日 令和6年3月
発行者 阿賀野市民生部社会福祉課
住 所 〒959 -2092 阿賀野市岡山町 10 番 15 号
T E L 0250-62-2510（代表）
F A X 0250-61-2036
E-mail shakaifukushi@city.agano.niigata.jp

第5次阿賀野市障がい者計画
第7期阿賀野市障がい福祉計画
第3期阿賀野市障がい児福祉計画



阿賀野市

<https://www.city.agano.niigata.jp/>